



第5次東秩父村 総合振興計画 後期基本計画

【平成28(2016)年度～平成32(2020)年度】



平成28年
東 秩 父 村

東秩父村民憲章

みどりの山なみと清らかな槻川の流れ、
そこにひらけた東秩父はわたしたちの村です。
住みよいしあわせな村にいたしましょう。

- 一清潔な村をつくりましょう
美しい水の流れのように
- 一福祉の村をつくりましょう
暖かくやさしい光のように
- 一勤勉な村をつくりましょう
実り豊かな大地のように
- 一文化の村をつくりましょう
咲きかおる花のように
- 一平和な村をつくりましょう
明るく広い青空のように

はじめに



本村は、平成 23 年 4 月に和紙の里ひがしちちぶ元気村づくりプラン「東秩父村総合振興計画基本構想」を策定し、平成 28 年 3 月まで前期計画に基づき各政策を進めてまいりました。この間、人口減少が続き、厳しい財政状況の中にあっても、多くの皆様のご協力により一定の成果を収めることができましたことにお礼申し上げます。

さて、この度平成 28 年度から 32 年度を事業期間とする後期基本計画を策定するに当たりまして、15 歳以上の村民の皆様にアンケート調査を行い 49.8%の方から有効回答をいただきました。このアンケート結果によると、全世代を通じて「満足している・どちらかといえば満足している」とご回答いただきました方が、「満足していない・どちらかと言えば満足していない」と回答された方をやや上回る結果を得ましたが、まだ多くの皆様に生活の満足度を実感いただけていない実態も浮き彫りとなりました。

こうした中、地方の人口減少・少子高齢化は日々深刻化し、都市部への人口流入による、人口の一極集中に拍車がかかっております。国はこの現状を打開するために、平成 26 年度に「地方創生」を掲げ、人口問題に取り組むべく動き出しております。

本村におきましても、昨年度地方版総合戦略「東秩父村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、本村の人口減少課題、仕事の創出、子育て環境の整備等を推進するとともに、地域公共交通再編実施計画等により本村の公共交通の再編、それに伴う和紙の里の整備等を進めることを計画致しております。

この後期基本計画は、こうした諸施策の連動、前期基本計画の進捗の整理および現状把握を行うとともに、国や県の施策と整合をはかりつつ、「元気村づくりプラン」の実現のため進めてまいります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙手漉き技術を筆頭に、東秩父村の持つ素晴らしい文化や、美しい自然、あたたかな人情を後世に永く受け継いでいけるよう、今後も全力をあげて元気村づくりに取り組んでまいりますので、さらなるご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 4 月

東秩父村長 足立 理助



目次

第5次東秩父村総合振興計画の概要 1

総合振興計画の構成	3
基本構想	3
基本計画	3
実施計画	3
基本構想	4
村づくりのビジョン	4
元気村づくり戦略プロジェクト	5
施策の大綱 ～元気村づくり7本柱～	7

第1部 後期基本計画の策定に当たって 11

◆第1章 策定の趣旨	13
第1節 後期基本計画策定の目的と期間	13
第2節 計画の構成	15
第3節 基本方針	16
第4節 後期基本計画に関連する下位計画	17
◆第2章 データから見る本村の現状	19
第1節 人口	19
第2節 経済	21
第3節 行財政	23
◆第3章 アンケートから見る村民の意識	25
実施概要	25
結果概要	26
◆第4章 後期基本計画策定における考え方	37
第1節 前期基本計画の見直し	37
第2節 新たな施策・事業の追加	44
第3節 住民意向の反映	46



第2部 私達の課の仕事 49

総務課	51
環境保全	53
公共交通の確保	54
和紙の里ハブ化構想	55
防災対策	56
定住促進	58
国内交流の推進	59
国際交流の推進	60
情報の発信と保護	61
電子自治体の構築	62
新しい文化の創造	63
住民参加型社会の実現	64
差別のない地域社会の実現	66
女性の社会参加の促進	67
村民と協働する村政	68
行財政改革の推進	70
公共施設の管理充実	72
誰もが使いやすい公共施設	73
他自治体との連携	74
国・県との連携強化	75
税務・会計課	77
行財政改革の推進	79
住民福祉課	81
地域福祉	83
高齢者対策	85
児童福祉	86
出産支援の充実	88
子育て支援	89
青少年の社会参加の促進	91
障がい者の自立支援	92
地域医療・健診体制	94
公的年金	95
電子自治体の構築	96



社会福祉協議会	97
地域福祉	99
高齢者対策	100
保健衛生課	101
介護環境の充実	103
後期高齢者医療制度	105
地域医療・健診体制	106
保健事業の充実	107
国民健康保険	109
環境保全	110
住環境の整備	112
産業建設課	113
農業の振興	115
林業の振興	117
水産業の振興	119
商工業の振興	120
消費者行政	121
環境保全	122
住環境の整備	123
道路網の整備	124
河川整備	125
国土調査	126
定住促進	127
景観の維持・創出	128
観光業の振興	129
和紙の里整備	133
教育委員会	135
生きる力を伸ばす教育の推進	137
教育環境の整備	139
生涯学習の推進	141
社会教育施設の整備	143
スポーツ活動の推進	144
スポーツ施設の充実	145
新しい文化の創造	146
地域文化の醸成	147



資料編 151

基本方針 153

1 目的 153

2 期間 153

3 計画策定の基本方針 153

4 計画策定体制 154

委員名簿 156

総合振興計画審議会 156

策定委員会 157

企画委員会 157

事務局 158

第 5 次東秩父村総合振興計画の概要



総合振興計画の構成

第5次東秩父村総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成されています。

基本構想

東秩父村の将来のあるべき姿、いわゆる将来像を示し、これを達成するための基本方向と、必要な施策の大綱を明らかにします。村議会の議決によって定められ、10年間を計画期間としています。

- 計画期間 平成23年度から平成32年度までの10年間

基本計画

基本構想を実現するため、施策の大綱に基づき、各行政分野別の諸施策を体系的に示します。前期計画と後期計画に分け、それぞれ5年間を計画期間としています。

- 前期基本計画期間 平成23年度から平成27年度までの5年間
- 後期基本計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

実施計画

基本計画に定めた各施策を展開するため、具体的な事業を示したもので、各年度の予算編成の指針となります。3年間を計画期間とし、毎年度見直しを行います。

- 計画期間 3年間



基本構想

村づくりのビジョン

東秩父村の活力の源泉は、何といても、村民の元気にあります。

村民が、村の置かれた厳しい状況を自覚し、その状況を打破していくために、健康（福祉・医療）、産業、環境、交流、情報、知恵（文化・教育）、自治など多方面にわたる村づくりの分野で、いきいきと持てる力を発揮できる「人」になることをめざします。

子どもから、お年寄りに至るまで、この村の暮らしの源泉である「元気」を高め、住んでよし、訪ねてよしの元気印の村・東秩父になることを、村づくりの基本理念として掲げます。

元気村・東秩父

- 人が元気な、東秩父。
- 自然が元気な、東秩父。
- 経済が元気な、東秩父。

【村づくりキャッチフレーズ】

住んでよし、訪ねてよし、
元気村ひがしちちぶ。



元気村づくり戦略プロジェクト

村づくりの新しい展開をはかるために、3つの元気村づくり戦略プロジェクトに取り組めます。これらは、「元気村・東秩父」をつくるために、総合的、戦略的な視点から取り組む事業であり、次のような特色を持っています。

- 中・長期的に展開される事業です
- 村民・企業・行政・村外の人たちが、協働で進める事業です
- 各課が横断的に連携して取り組む事業です

①花の名所づくりプロジェクト・・・・・・・・・・

村内各地域に四季折々の美しい花や果樹、広葉樹などを楽しめる「花の名所」を整備します。

各地域の特性を活かした花と緑の環境整備を進める中で、村民が村に対する愛着や誇りを高め、村民同士の連携が深まり、コミュニティをはぐくむ力がさらに強化されることをめざします。

「花の名所」を交流拠点として確立することで、交流人口を増やし、地域経済の活性化につなげます。

花の名所を各地につくります。

既存の花の名所の充実をはかるとともに、新たな名所を整備します。また、これらの名所を散策できるハイキング道を整備します。

花の名所に関する情報を発信します。

花の名所を掲載した観光マップなどを作成します。また、ホームページなどを活用し、花の名所に関する情報を広く発信します。

特産品やイベントを開発します。

花の名所にちなんだ特産品の開発や、花の開花時期に合わせて各種イベントを開催します。



②和紙の里パワーアップ・プロジェクト・・・・・・・・・・

「和紙の里」が村外からより多くの人を訪れる一大交流拠点となるよう、その運営を強化します。そのために交流情報発信機能、他資源とのネットワーク機能等を充実します。

また、村民が生涯学習や地域文化活動の拠点として気軽に利用できるよう、多様なプログラムを開発します。

運営を強化する体制をつくります。

長期的、経営的な視点に立ち、和紙の里の運営をさらに強化する体制をつくります。また、和紙づくり体験教室などを通して、紙漉き技術の後継者を育成します。

交流拠点としての機能を強化します。

和紙の里の総合観光案内所機能を強化するとともに、ＪＡ農産物直売所の設置を行います。また、研修会館の有効活用のために、各種イベントや展示会を開催するとともに、宿泊施設の機能を整えます。

講座や体験メニューを開発します。

和紙の里が村民同士の交流や憩いの場となるよう各種講座やイベントを開催します。また、来館者が気軽に体験できる和紙を使ったさまざまな体験メニューを開発します。

③元気な地域づくりプロジェクト・・・・・・・・・・

地域主権の機運が高まる一方、自治体財政は厳しさを増しています。

豊かで快適な地域をつくるためには、行政だけでなく村民自身の地域づくりの努力や創意工夫が求められます。

地域の自治能力をはぐくむために、地域づくり計画の作成に取り組めます。

村民の自治力を高めます。

各地域で村民が主体となって地域づくりを進めるための体制をつくります。また、村民の視点に立った村づくりのために、村民チャレンジ事業等村民の提案に基づく新たな取組を行います。

地域づくり計画を策定します。

村民と行政が協働で地域づくりを計画的に進めるために、地域の歴史、特性、文化などを活かした地域づくり計画を策定します。また、地域の集会施設や休校中の分校などを、コミュニティ活動推進の場として有効に活用します。



施策の大綱 ～元気村づくり7本柱～

東秩父村の元気村づくりは、村民が、健康（福祉・医療）、産業、環境、交流、情報、知恵（文化・教育）、自治などの村づくりの各分野で、いきいきと持てる力を発揮できる「人」になることを基本としています。

そこで、東秩父村の政策は、次の7本の柱を立てて実施します。

柱1 健康人（けんこうじん）

東秩父村民は、
互いに助け合い、
健やかな身体と心を保つことに努め、
快適で健康な暮らしを営みます。

- | | | |
|--------------|------------|------------|
| ①地域福祉 | ②高齢者対策 | ③介護環境の充実 |
| ④後期高齢者医療制度 | ⑤児童福祉 | ⑥子育て支援 |
| ⑦青少年の社会参加の促進 | ⑧障がい者の自立支援 | ⑨地域医療・健診体制 |
| ⑩保健事業の充実 | ⑪国民健康保険 | ⑫公的年金 |
| ⑬出産支援の充実 | | |

柱2 産業人（さんぎょうじん）

東秩父村民は、
地域に根ざした多様な産業を発展させ、
安定した働く場を確保します。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| ①農業の振興 | ②林業の振興 | ③水産業の振興 |
| ④商工業の振興 | ⑤消費者行政 | |



柱3 環境人（かんきょうじん）

東秩父村民は、
恵まれた自然環境を大切に守り、
緑、水、花、家並みなどが織りなす
独自の美しい景観を創りだし、
快適でうるおいのある居住環境を整備します。

①環境保全

④道路網の整備

⑦国土調査

②住環境の整備

⑤河川整備

⑧和紙の里ハブ化構想

③公共交通の確保

⑥防災対策

柱4 交流人（こうりゅうじん）

東秩父村民は、
交流人口の増大に努め、
多彩な交流ビジネスを振興します。

①定住促進

④和紙の里整備

②景観の維持・創出

⑤国内交流の推進

③観光業の振興

⑥国際交流の推進

柱5 情報人（じょうほうじん）

東秩父村民は、
高度情報通信の基盤を整え、
世界に視野を広げ、
情報通信を活用した働き方や
暮らし方をめざします。

①情報の発信と保護

②電子自治体の構築



柱6 知恵人（ちえじん）

東秩父村民は、
文化を愛する、賢い人をめざすとともに、
郷土の誇りとなる、
たくましい子どもたちを育てます。

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| ①生きる力を伸ばす教育の推進 | ②教育環境の整備 | ③生涯学習の推進 |
| ④社会教育施設の整備 | ⑤スポーツ活動の推進 | ⑥スポーツ施設の充実 |
| ⑦新しい文化の創造 | ⑧地域文化の醸成 | |

柱7 自治人（じちじん）

東秩父村民は、
自らの村は自分たちで治めるという自治の気概を持ち、
互いに助け合い、温かい地域社会をつくるとともに、
積極的に村政に参加し、優れた地域経営力のある行政をつくります。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| ①住民参加型社会の実現 | ②差別のない地域社会の実現 | ③女性の社会参加の促進 |
| ④村民と協働する村政 | ⑤行財政改革の推進 | ⑥公共施設の管理充実 |
| ⑦誰もが使いやすい公共施設 | ⑧他自治体との連携 | ⑨国・県との連携強化 |

第 1 部

後期基本計画の策定に当たって



◆第1章 策定の趣旨

第1節 後期基本計画策定の目的と期間

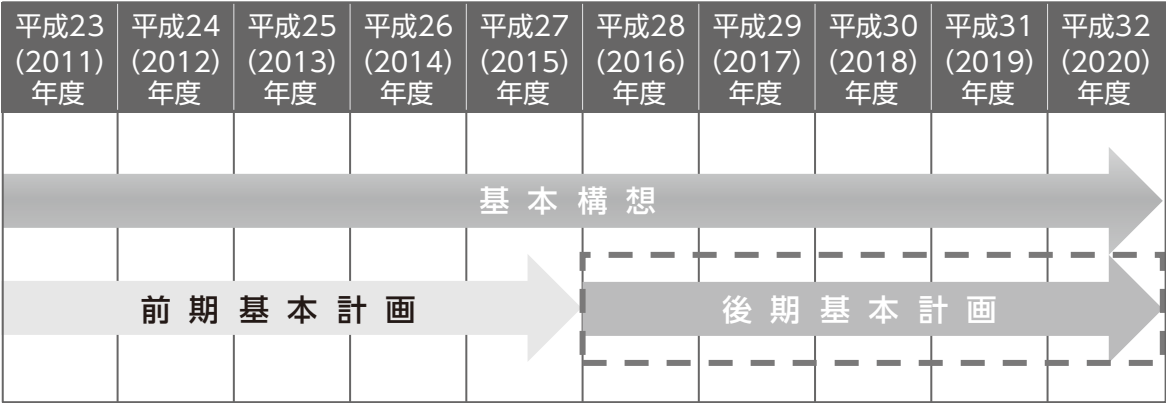
本村では、平成22年度に「元気村づくりプラン(第5次東秩父村総合振興計画基本構想)」を策定し、その中で「住んでよし、訪ねてよし、元気村ひがしちちぶ」を村づくりのキャッチフレーズに掲げ、村政の基本指針として位置づけました。さらに、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、同年に第5次東秩父村総合振興計画前期基本計画を策定しました。

策定の背後には、村をとりまく状況の大きな変化があります。特に「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併の波が本村にも押し寄せました。しかし、村は当面、小規模ながらも独立した自治体として存続することを余儀なくされています。こうした厳しい状況の下では、今までにも増して、地域の特性に基づいた独自の村づくりの方向を見定め、新しい手法を開発し、果敢に実践していくことが不可欠となっています。

このような時代の急激な変化に対応し、将来の東秩父村にふさわしい魅力ある村づくりを、村民・行政の協働によって推進していく必要があります。また、本村の持続的な発展を確かなものとするためには、中長期の計画的な行政運営が必要です。後期基本計画は、以上の視点も含め、これまでの成果を踏まえつつ、平成28年度からの基本的な方向と体系的な施策内容を明らかにすることを目的として策定したものです。



後期基本計画の計画期間は平成 28（2016）年度から、基本構想の目標年次である平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。





第2節 計画の構成

後期基本計画は、下記の2部から構成されています。

第1部 後期基本計画の策定に当たって

後期策定にあたり、その目的と期間、基本方針、関連計画、さらに本計画の前提となる人口・世帯等の主要指標の見通しや村民アンケートによる村民の意識、そしてそれらを踏まえた後期基本計画の基本的な考え方を示しています。

第2部 私達の課の仕事

基本構想に基づき、「健康人（けんこうじん）」、「産業人（さんぎょうじん）」、「環境人（かんきょうじん）」、「交流人（こうりゅうじん）」、「情報人（じょうほうじん）」、「知恵人（ちえじん）」、「自治人（じちじん）」の7つの柱について、各課の施策を総合的かつ体系的に示しています。



第3節 基本方針

本計画は、前期基本計画を踏襲し、以下の要素を備えた計画をめざして策定を進めました。

1. 第5次総合振興計画前期基本計画で達成し得なかった施策については見直しを行い、現在の状況に合わないものは大胆に修正、縮小、廃止をめざし、必要なものは、継続して推進します。
2. 将来の財政状況を十分に勘案し、財政と紐付いた実効性のある事業内容をめざします。
3. 長期的な視野に立った計画づくりを進め、将来の市町村合併も見据えた計画をめざします。
4. 計画の達成状況が具体的に把握できるように、数値目標などを考慮します。
5. 計画策定にあたって、15歳以上の全住民を対象とした住民アンケートにより、住民の声を出来る限り計画内容に反映させます。
6. 計画推進の直接的な担い手である役場職員の経験や知識を十分に活用するために、各課のヒアリング等を通して具体的な施策の立案に努めます。



第4節 後期基本計画に関連する下位計画

※表題の年度は策定年度です。

東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度）

全国的な人口減少対策を背景に策定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本村の人口の将来展望を推計した「東秩父村人口ビジョン」を踏まえ、本村の人口減少緩和における「まち・ひと・しごと創生」に向けた基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめたものです。

東秩父村地域公共交通網形成計画（平成27年度）

平成25年に公共政策基本法が交付・施行され、平成26年には地域公共交通活性化・再生法の一部を改正する法が施行されたことに基づき、村のまちづくりと協調した地域公共交通体系の確立等を目的に策定されたものです。

東秩父村地域公共交通再編実施計画（平成28年度）

東秩父村地域公共交通網形成計画に基づき、ニーズおよび計画方針に合った輸送力の配分や運行計画の一元化等を目的とした方針と事業をまとめたものです。

地域再生計画（平成27年度）

平成27年3月に改正された地域再生法や、平成27年8月に出された地域再生計画基本方針等に基づき、内閣総理大臣が認定する計画で、財政、金融等の支援措置を活用して、地域の再生・活性化を目的とした事業等をまとめたものです。

東秩父村過疎地域自立促進計画（平成27年度）

平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により、過疎地域として村全域が指定されたことを受け、同法第6条第1項の規定により必要な事項を定めたものです。

東秩父村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度）

平成24年8月の子ども・子育て支援法等の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されたことを受け、本村における地域の実情に応じた教育・保育および地域子ども・子育て支援事業をまとめた計画です。



東秩父村高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画 (平成 27 年度)

老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画である「高齢者福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づき、介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後 3 年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤を整備することを目的とした「介護保険事業計画」の 2 計画を、高齢者の生活を支える計画として、一体的に策定したものです。第 6 期計画は、平成 37 年のサービス・給付・保険料の水準などを踏まえ、中長期的に取り組むための第 1 段階の計画となります。

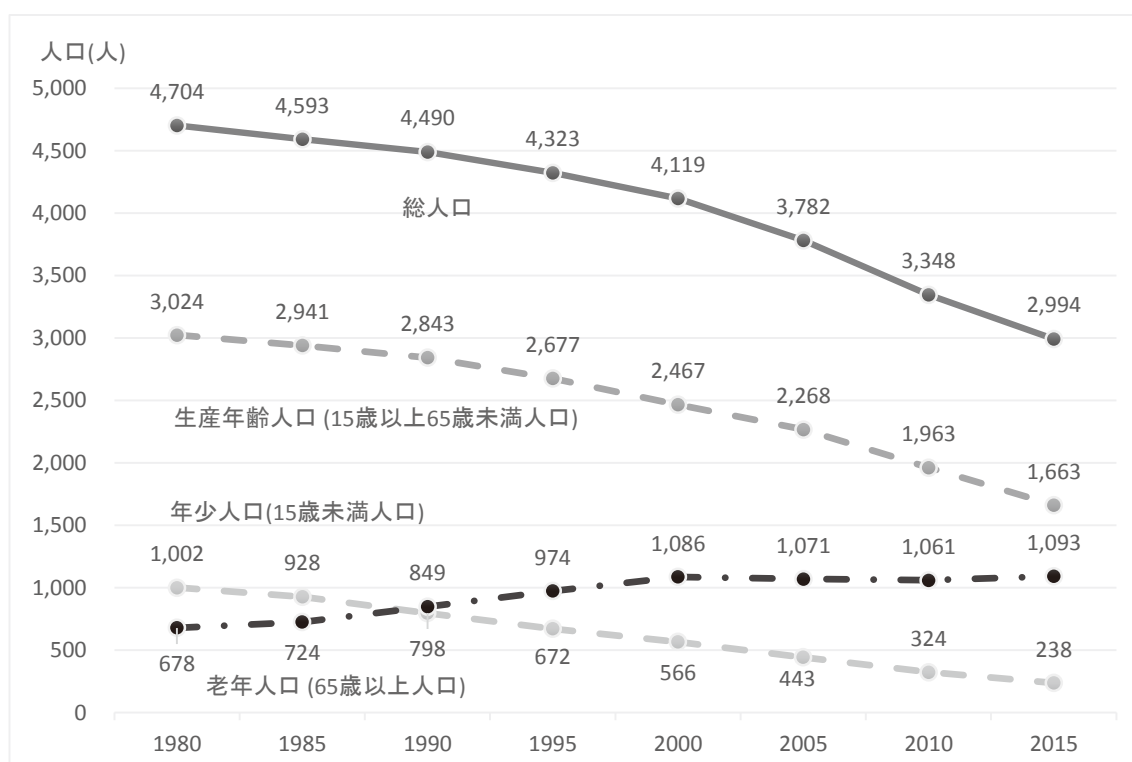
東秩父村男女共同参画プラン（平成 22 年度）

「東秩父村女性行動計画」（平成 13 年～平成 22 年）に続く第 2 次計画として、政策決定の場、教育の場、地域活動の場、子育てや介護の場など、あらゆる場で男女がその個性と能力を発揮していくことを目的に、名称を「男女共同参画プラン」と改め策定されたものです。

◆第2章 データから見る本村の現状

第1節 人口

総人口の見通し



東秩父村 総人口および年齢3区分別人口の推移

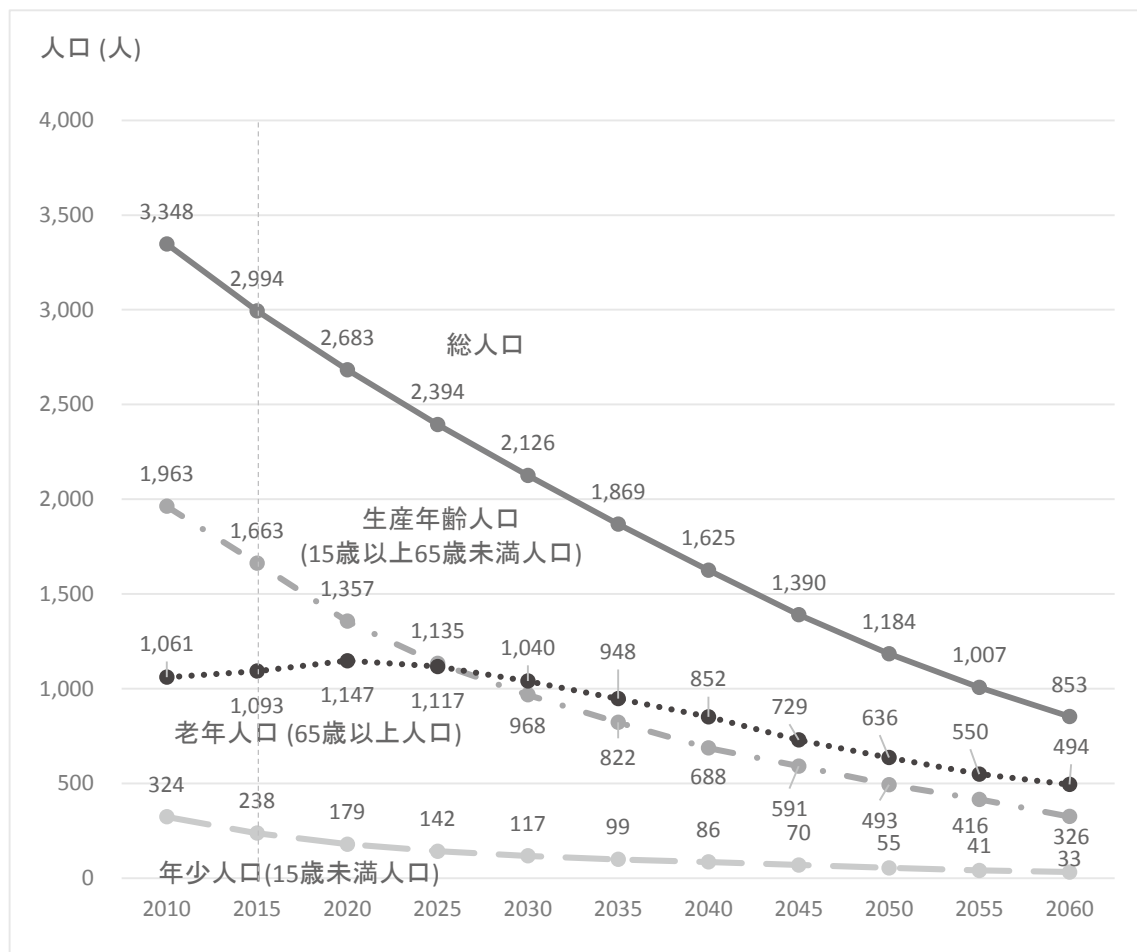
出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

※統計データのため、2015年数値には多少の誤差があります

本村の人口は、日本全体の少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、2015年（平成27年）時点ではおよそ3千人の人口となっています。

また、総人口を年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）、老年人口（65歳以上人口）の3つに分けると、生産年齢人口および年少人口と老年人口で異なる傾向が見られます。生産年齢人口は総人口の流れと同じく、下降の一途であり、また、年少人口に関しても同じように下降傾向となっています。

一方、老年人口は高齢化社会の流れを受けて本村でも上昇傾向が続いており、2015年には約1,100人となっています。また1990年には老年人口が年少人口を上回り、少子高齢化の波がここ東秩父村でも進行していることがうかがえます。



東秩父村 総人口および年齢3区分別 今後の人口推計
 出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及びワークシート

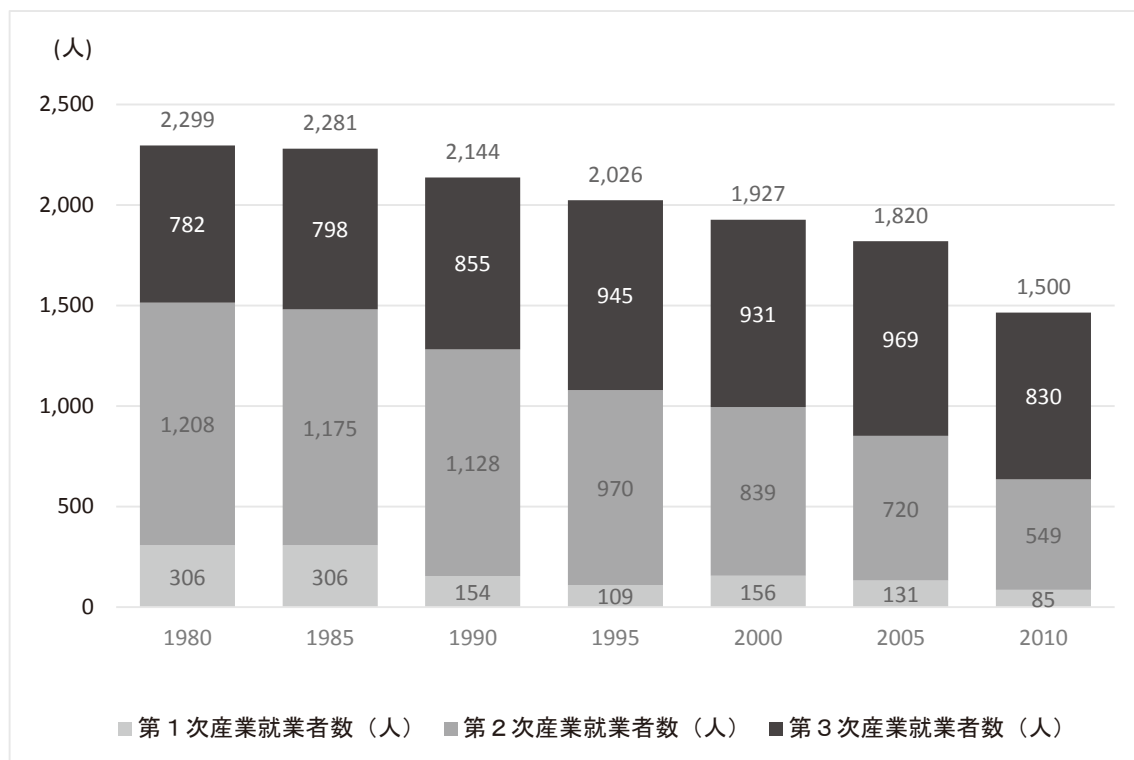
東秩父村の今後の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると2040年（平成52年）の時点で人口約1,600人、2060年（平成72年）の時点で人口約850人となっています。

また、総人口を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに分けると、生産年齢人口および年少人口と老年人口で異なる傾向が見られます。生産年齢人口は総人口の流れと同じく、下降傾向はかわらず、2060年には326人まで人口が減少すると推計されています。また、年少人口に関しても同じような下降傾向が今後も予想されており、2060年の段階で、33人まで減少することが見込まれています。

一方、老年人口は高齢化社会の流れを受けて本村でも2020年までは上昇傾向が続いております。しかし、それ以降は老年人口も減少傾向に転換し、全年代で人口が減少することが予想されます。

第2節 経済

産業就業者数の推移



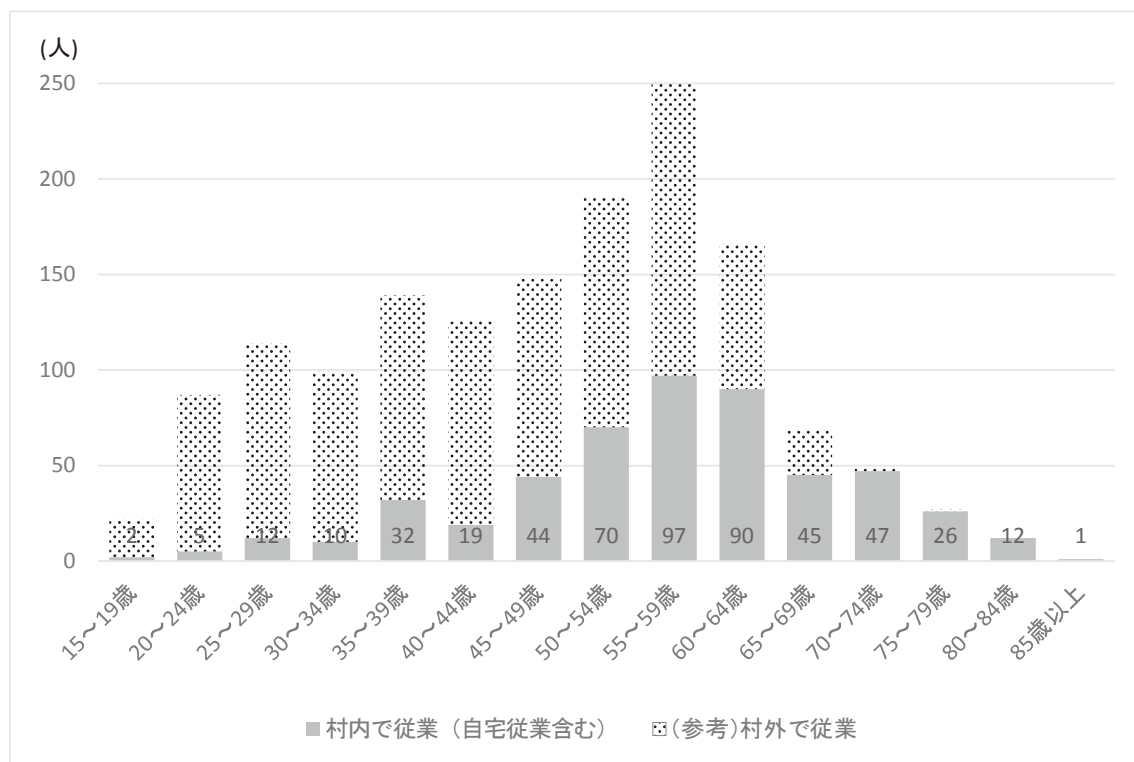
東秩父村 産業就業者数の推移

出典：国勢調査（2010年）

村の産業就業者の推移を見ると、総人口の減少も影響して減少傾向が続いており、2010年時点では1,500人となっています。

また、産業の区別に推移を見ると、農業を中心とした第一次産業の就業者は1985年から減少傾向が続いています。第二次産業についても同じく減少の傾向となっています。一方、小売業・サービス業等の第三次産業については、1980年から2005年までおおむね増加傾向が続き、2010年にはその数は減少したものの依然村の中で一番就業者数の多い産業となっています。

村内従業者数



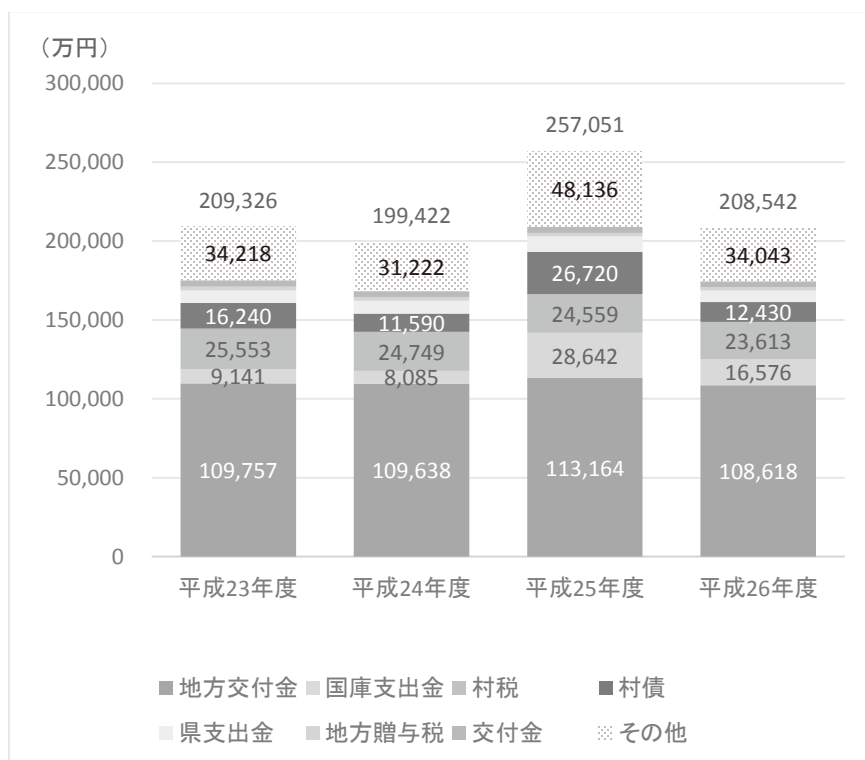
東秩父村 年齢別村内従業者数

出典：国勢調査（2010年）

年齢別に従業場所の状況を見ると、65歳未満の各年代において村内の従業者よりも村外への従業者が多いことがわかります。雇用の拡大の視点、さらには地域の産業振興の視点から、今後村内の従業者数の増加が期待されます。

第3節 行財政

歳入の推移



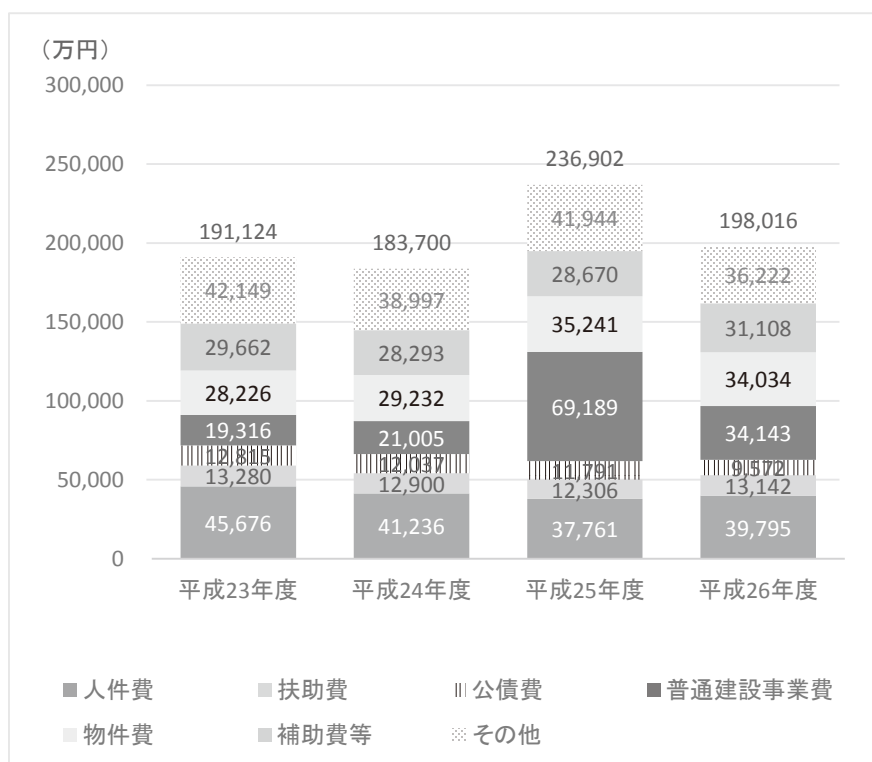
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方交付金	109,757	109,638	113,164	108,618
国庫支出金	9,141	8,085	28,642	16,576
村税	25,553	24,749	24,559	23,613
村債	16,240	11,590	26,720	12,430
県支出金	7,943	8,124	9,902	7,284
地方贈与税	2,518	2,343	2,229	2,129
交付金	3,956	3,671	3,699	3,849
その他	34,218	31,222	48,136	34,043
歳入計	209,326	199,422	257,051	208,542

東秩父村 年度別歳入推移

出典：決算報告

平成26年度の歳入額は、前年に比べ約5億円減少の約20億8千万円となっています。一方、その中でも村民からの税金（村税）については、その額が緩やかな減少傾向となっています。今後の人口減少および生産年齢人口の減少によりこの村税の減少傾向は続くと考えられます。

歳出の推移



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	45,676	41,236	37,761	39,795
補助費	13,280	12,900	12,306	13,142
公債費	12,815	12,037	11,791	9,572
普通建設事業費	19,316	21,005	69,189	34,143
物件費	28,226	29,232	35,241	34,034
補助費等	29,662	28,293	28,670	31,108
その他	42,149	38,997	41,944	36,222
歳出計	191,124	183,700	236,902	198,016

東秩父村 年度別歳出推移

出典：決算報告

一般会計の歳出を性質別に見ると、平成26年度の義務的経費（公債費・物件費・補助費等）は、平成23年度と比べ約20%増加しています。一方、人件費は、平成23年度と26年度を比べると、約15%減少しています。

特に補助費については、少子高齢化の進行に伴う福祉や医療に関する費用の増加などの影響により、今後その額の増加が予想されます。そのため、財政余力の低下に拍車がかかるおそれがあります。



◆第3章 アンケートから見る村民の意識

実施概要

- 調査実施期間 配付：平成 27 年 7 月
回収：平成 27 年 7～8 月
- 調査対象地域 東秩父村内
- 調査形式 アンケート調査
- 調査内容 村づくりの計画に関する意識調査
- 配付・回収方法 郵送配付・郵送回収 / 手渡し回収（地区ごと）
- 調査対象者 村内に住所を有する 15 歳以上の全住民

対象	配付数	回収数	回収率	有効 回答数	有効 回答率
15～39 歳の住民	660	264	40.0%	256	38.8%
40～64 歳の住民	1,120	619	55.3%	612	54.6%
65 歳以上の住民	1,068	565	52.9%	551	51.6%
合計	2,848	1,448	50.8%	1,419	49.8%

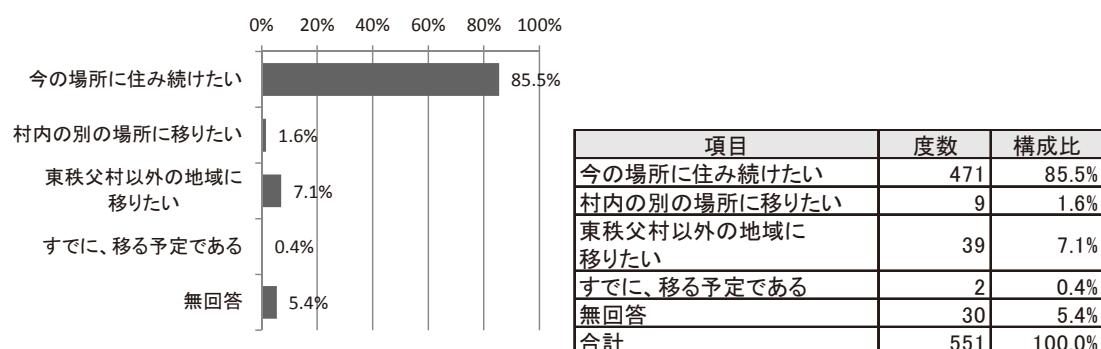
結果概要

40 歳以上の過半数、15 ～ 39 歳も 40% 以上が 今後も村へ定住意向

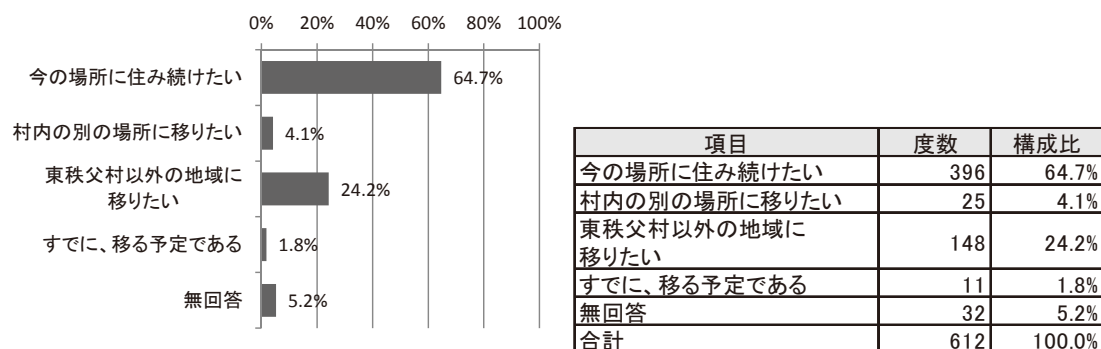
今後の東秩父村への定住意向についての設問には、「今の場所に住み続けたい」の回答が、40 ～ 64 歳の年代で6割以上、65 歳以上の年代でも8割以上となっています。一方、15 ～ 39 歳の年代については、「今の場所に住み続けたい」の回答が4割以上あるものの、「東秩父村以外の地域に移りたい」の回答が45%以上と、最も回答の多い項目となっています。

問：あなたは、これからも東秩父村に住み続けたいとお考えですか。

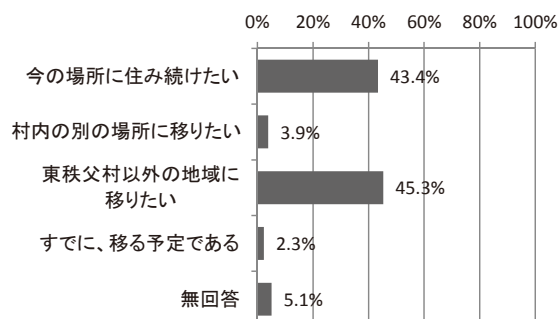
65 歳以上



40 ～ 64 歳



15～39歳



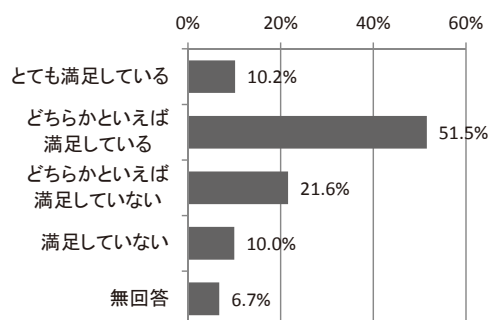
項目	度数	構成比
今の場所に住み続けたい	111	43.4%
村内の別の場所に移りたい	10	3.9%
東秩父村以外の地域に移りたい	116	45.3%
すでに、移る予定である	6	2.3%
無回答	13	5.1%
合計	256	100.0%

村の生活満足度は比較的高い 改善点は年代によって異なる

今後の東秩父村への生活満足度についての設問には、15～39歳、40～64歳、65歳以上の全年代で「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせた回答が「どちらかといえば満足していない」「満足していない」を合わせた回答を上回っています。

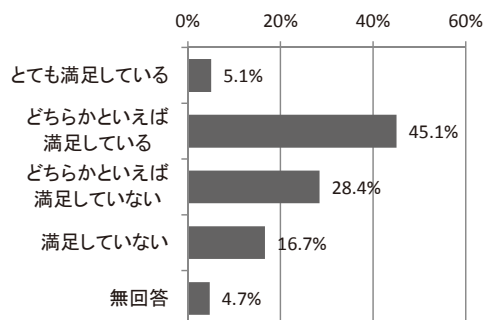
問：東秩父村の生活に満足していますか。

65歳以上



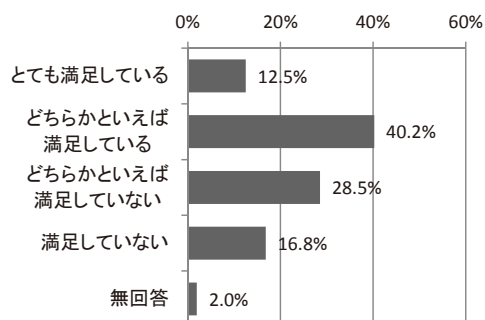
項目	度数	構成比
とても満足している	56	10.2%
どちらかといえば満足している	284	51.5%
どちらかといえば満足していない	119	21.6%
満足していない	55	10.0%
無回答	37	6.7%
合計	551	100.0%

40～64歳



項目	度数	構成比
とても満足している	31	5.1%
どちらかといえば満足している	276	45.1%
どちらかといえば満足していない	174	28.4%
満足していない	102	16.7%
無回答	29	4.7%
合計	612	100.0%

15～39歳

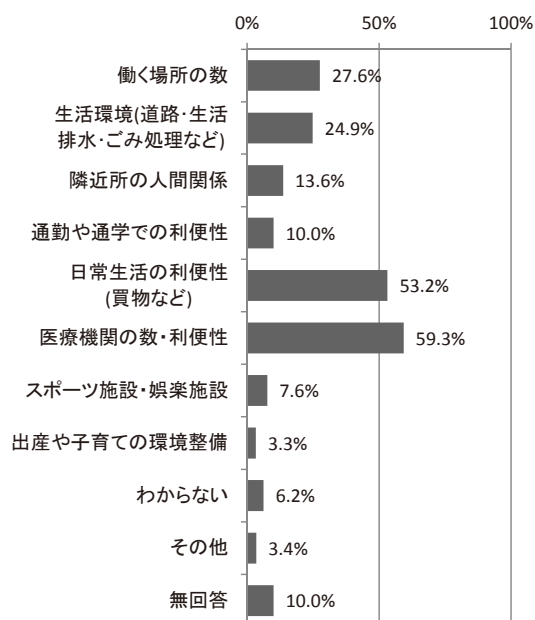


項目	度数	構成比
とても満足している	32	12.5%
どちらかといえば満足している	103	40.2%
どちらかといえば満足していない	73	28.5%
満足していない	43	16.8%
無回答	5	2.0%
合計	256	100.0%

住み続ける上での改善についての設問には、「日常生活の利便性（買物など）」は、15～39歳、40～64歳、65歳以上の各年代で改善のニーズが高いものがある一方、15～39歳の年代の「通勤や通学の利便性」「働く場所の数」の項目や、40～64歳および65歳以上の年代の「医療機関の利便性」の項目のように、年代によって特に回答率に差があるものがあります。そのため、年代に応じた施策の検討が望まれます。

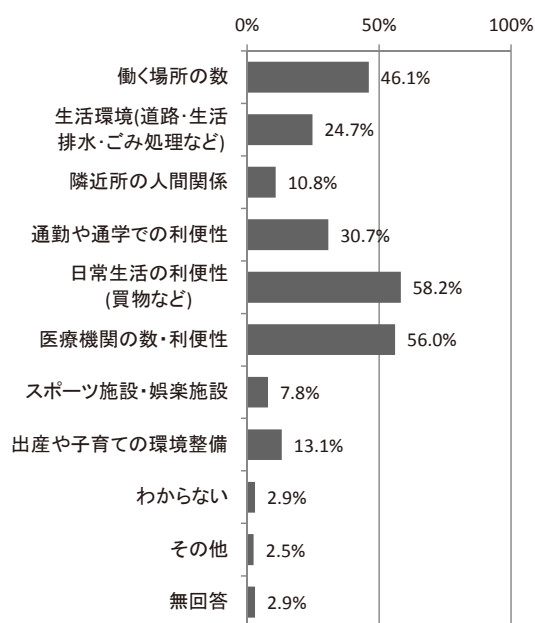
問：東秩父村に住み続ける上で改善が必要な点は次のうちどれですか。

65歳以上



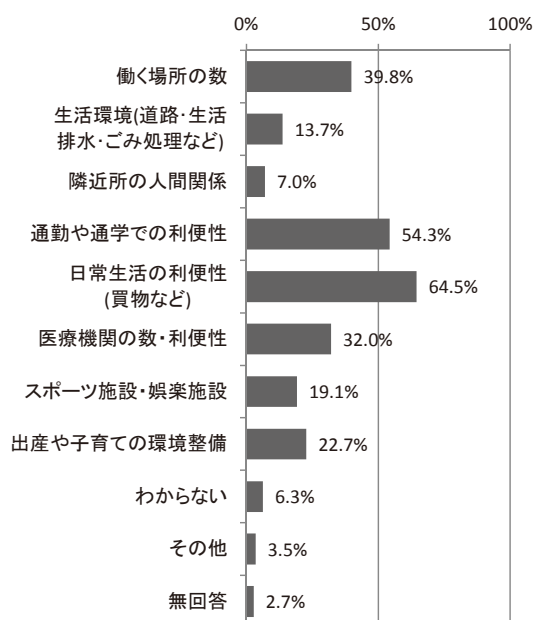
項目	度数	構成比
働く場所の数	152	27.6%
生活環境(道路・生活排水・ごみ処理など)	137	24.9%
隣近所の人間関係	75	13.6%
通勤や通学での利便性	55	10.0%
日常生活の利便性(買物など)	293	53.2%
医療機関の数・利便性	327	59.3%
スポーツ施設・娯楽施設	42	7.6%
出産や子育ての環境整備	18	3.3%
わからない	34	6.2%
その他	19	3.4%
無回答	55	10.0%
回答者数	551	-

40～64歳



項目	度数	構成比
働く場所の数	282	46.1%
生活環境(道路・生活排水・ごみ処理など)	151	24.7%
隣近所の人間関係	66	10.8%
通勤や通学での利便性	188	30.7%
日常生活の利便性(買物など)	356	58.2%
医療機関の数・利便性	343	56.0%
スポーツ施設・娯楽施設	48	7.8%
出産や子育ての環境整備	80	13.1%
わからない	18	2.9%
その他	15	2.5%
無回答	18	2.9%
回答者数	612	-

15～39歳



項目	度数	構成比
働く場所の数	102	39.8%
生活環境(道路・生活排水・ごみ処理など)	35	13.7%
隣近所の人間関係	18	7.0%
通勤や通学での利便性	139	54.3%
日常生活の利便性(買物など)	165	64.5%
医療機関の数・利便性	82	32.0%
スポーツ施設・娯楽施設	49	19.1%
出産や子育ての環境整備	58	22.7%
わからない	16	6.3%
その他	9	3.5%
無回答	7	2.7%
回答者数	256	—

総合振興計画で比較的评价の高かった柱は「健康人」「環境人」

第5次総合振興計画前期基本計画の7つの柱について、各年代に満足度の評価を尋ねると、各年代とも比較的高い評価のあった柱は「健康人(けんこうじん)」「環境人(かんきょうじん)」でした。

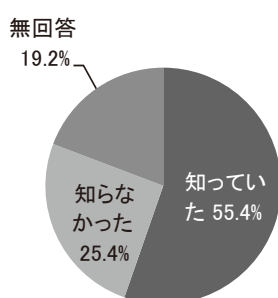
また、個別の項目では、和紙の里の整備について各年代とも比較的高い評価が高くなっており、今後の地域づくりにおいて、この和紙の里のさらなる活用が望ましいと考えられます。

空き家バンク制度：活用意向は世代によって異なる

空き家バンク制度について、各年代の認知度に関する設問には 40 ～ 64 歳および 65 歳以上の年代では、過半数が「知っていた」と回答した一方、15 ～ 39 歳の年代では、「知っていた」との回答は 3 割弱となっています。

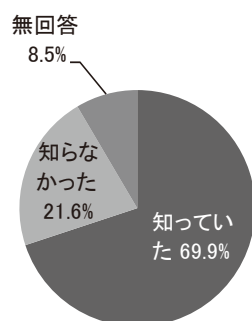
問：「空き家バンク」という制度について知っていましたか。

65 歳以上



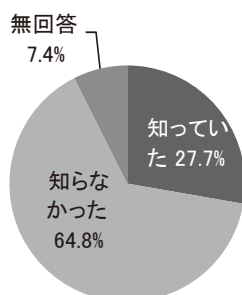
項目	度数	構成比
知っていた	305	55.4%
知らなかった	140	25.4%
無回答	106	19.2%
合計	551	100.0%

40 ～ 64 歳



項目	度数	構成比
知っていた	428	69.9%
知らなかった	132	21.6%
無回答	52	8.5%
合計	612	100.0%

15 ～ 39 歳

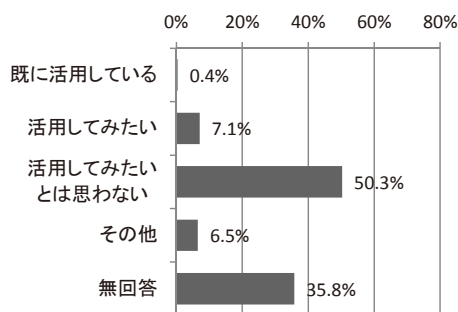


項目	度数	構成比
知っていた	71	27.7%
知らなかった	166	64.8%
無回答	19	7.4%
合計	256	100.0%

また、空き家バンク制度の今後の活用意向についての設問には、15～39歳の年代では「活用してみたい」の回答が19.5%であったのに対し、40～64歳の年代では12.6%、65歳以上の年代では7.1%と年代によって意向に差が見られます。

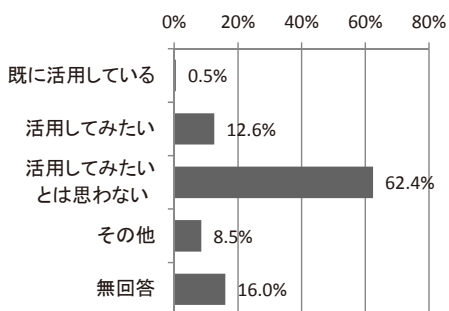
問：「空き家バンク」について、今後活用したいとお考えですか

65歳以上



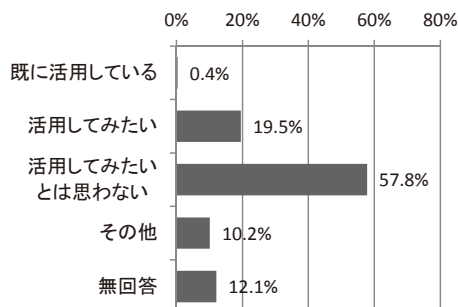
項目	度数	構成比
既に活用している	2	0.4%
活用してみたい	39	7.1%
活用してみたいとは思わない	277	50.3%
その他	36	6.5%
無回答	197	35.8%
合計	551	100.0%

40～64歳



項目	度数	構成比
既に活用している	3	0.5%
活用してみたい	77	12.6%
活用してみたいとは思わない	382	62.4%
その他	52	8.5%
無回答	98	16.0%
合計	612	100.0%

15～39歳



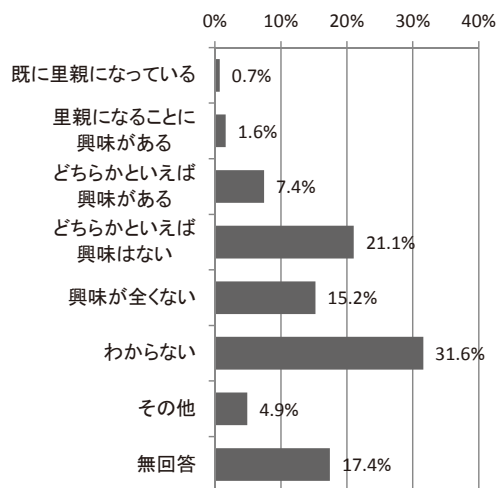
項目	度数	構成比
既に活用している	1	0.4%
活用してみたい	50	19.5%
活用してみたいとは思わない	148	57.8%
その他	26	10.2%
無回答	31	12.1%
合計	256	100.0%

里親制度：若い年代が比較的関心が高い

里親制度について、興味関心に関する設問には、「里親になることに興味がある」「どちらかといえば興味がある」の回答が、65歳以上の年代では合わせて9%、40～64歳の年代では合わせて12.3%であったのに対し、15～39歳の年代では合わせて24.7%となっており、比較的若い年代の方で関心が高いことが読み取れます。

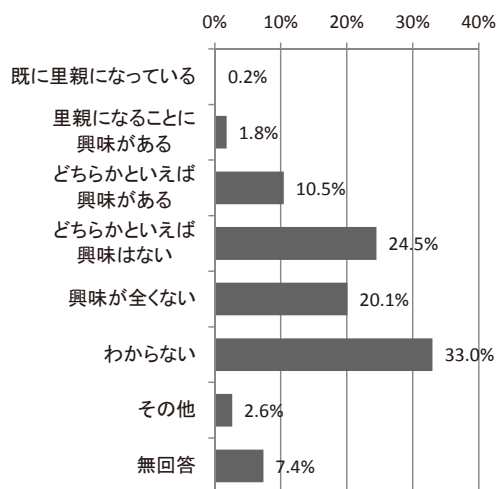
問：「里親制度」について、どのようにお考えですか。

65歳以上



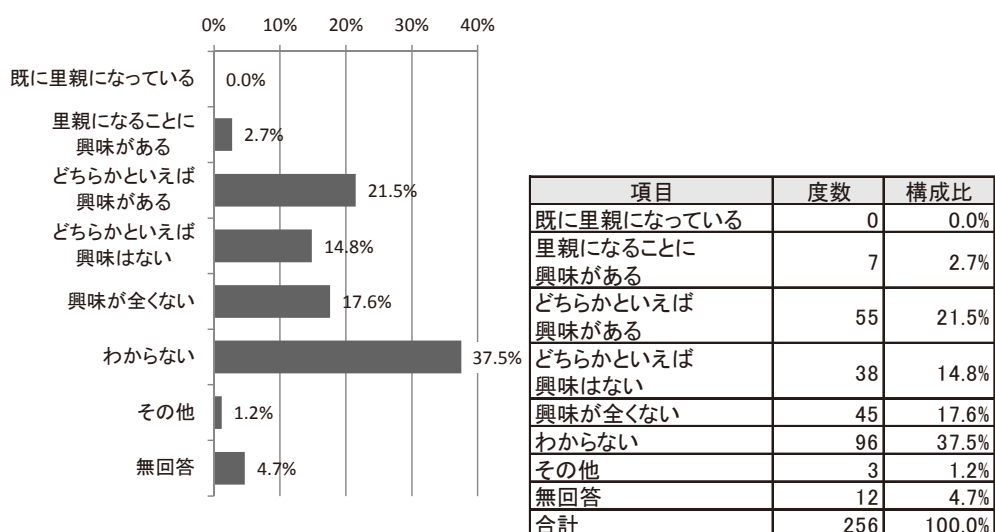
項目	度数	構成比
既に里親になっている	4	0.7%
里親になることに興味がある	9	1.6%
どちらかといえば興味がある	41	7.4%
どちらかといえば興味はない	116	21.1%
興味が全くない	84	15.2%
わからない	174	31.6%
その他	27	4.9%
無回答	96	17.4%
合計	551	100.0%

40～64歳



項目	度数	構成比
既に里親になっている	1	0.2%
里親になることに興味がある	11	1.8%
どちらかといえば興味がある	64	10.5%
どちらかといえば興味はない	150	24.5%
興味が全くない	123	20.1%
わからない	202	33.0%
その他	16	2.6%
無回答	45	7.4%
合計	612	100.0%

15～39歳

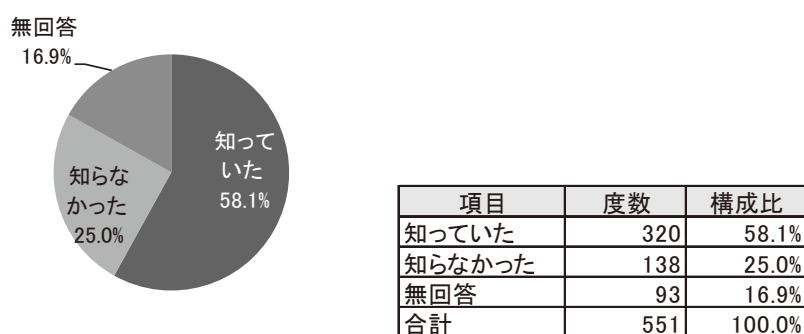


各地区の地域づくり事業：約3割が参加に興味

各地区の地域づくり事業についての認知度に関する設問には、65歳以上の年代では「知っていた」の回答が約58%、40～64歳の年代では66%であったのに対し、15～39歳の年代では合わせて約35%にとどまっています。

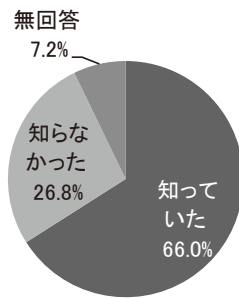
問：お住まいの地区で地域づくり事業が行われていることを知っていましたか。

65歳以上



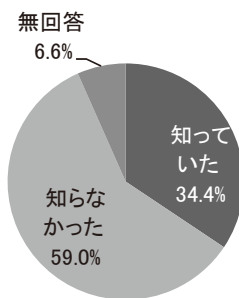


40～64歳



項目	度数	構成比
知っていた	404	66.0%
知らなかった	164	26.8%
無回答	44	7.2%
合計	612	100.0%

15～39歳

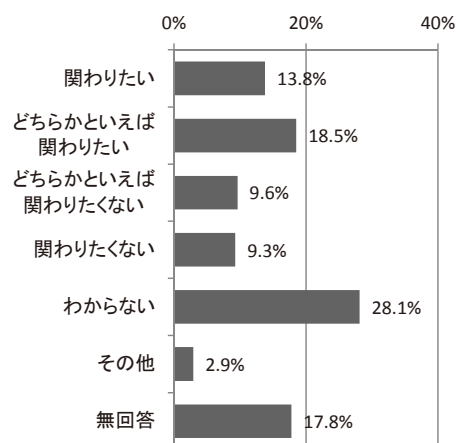


項目	度数	構成比
知っていた	88	34.4%
知らなかった	151	59.0%
無回答	17	6.6%
合計	256	100.0%

また、地域づくり事業の参加意向について尋ねると、「関わりたい」「どちらかといえば関わりたい」の回答が、各年代とも合わせて約3割となっています。また、「わからない」との回答も各年代とも3割前後いることから、今後の住民への理解の浸透をはかることにより、参加意向が増える余地もあると考えられます。

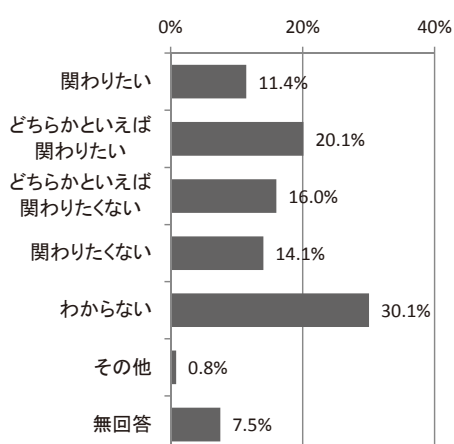
問：お住まいの地区の地域づくり事業に今後も関わりたいと思いますか。

65歳以上



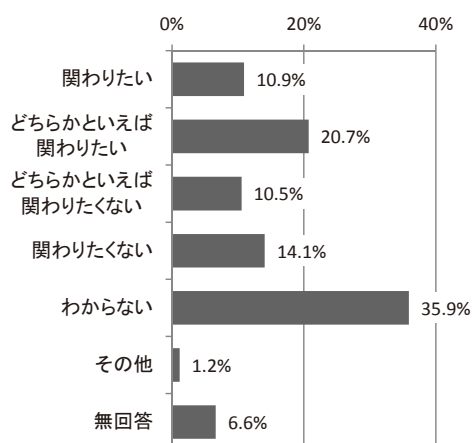
項目	度数	構成比
関わりたい	76	13.8%
どちらかといえば 関わりたい	102	18.5%
どちらかといえば 関わらない	53	9.6%
関わらない	51	9.3%
わからない	155	28.1%
その他	16	2.9%
無回答	98	17.8%
合計	551	100.0%

40～64歳



項目	度数	構成比
関わりたい	70	11.4%
どちらかといえば 関わりたい	123	20.1%
どちらかといえば 関わらない	98	16.0%
関わらない	86	14.1%
わからない	184	30.1%
その他	5	0.8%
無回答	46	7.5%
合計	612	100.0%

15～39歳



項目	度数	構成比
関わりたい	28	10.9%
どちらかといえば 関わりたい	53	20.7%
どちらかといえば 関わらない	27	10.5%
関わらない	36	14.1%
わからない	92	35.9%
その他	3	1.2%
無回答	17	6.6%
合計	256	100.0%



◆第4章 後期基本計画策定における考え方

第1節 前期基本計画の見直し

本村の総合振興計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする基本構想と、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする前期基本計画、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画で構成されています。前期計画期間が終了を迎えることから、これまでの5年間の各課の取組を振り返り、事業の見直しを行いました。

なお、表題に振られている番号は、第2部に記載されている各施策内の具体的な取組に振り分けられた番号です。

● 見直しを行う事業 ●

総務課

定住促進 ①定住のための土地利用の推進・空き家バンク

村内に多くある空き家をいかに利用していくかが課題である。そのため、村内の空き家および特定空き家の戸数を正確に把握し、将来の定住に向けて所有者との連携をはかる必要がある。

定住促進 ②未利用地の活用

現状放置状態となっている土地の利用が課題にあげられる。土地の荒廃を防ぎ有効活用する方法、また土地所有者との連携をはかり今後の活用方法について検討していく必要がある。

国際交流の推進 ①国際交流の推進

中学生の海外派遣が終了したため、今後の国際交流のあり方を検討する。

電子自治体の構築 ①行政サービスの電子化推進

行政サービスの電子化は他自治体に比べて遅れているのが現状であり、今後さまざまな行政サービスの電子化が求められている。



住民参加型社会の実現 ③コミュニティ施設の機能充実

老朽化した施設の保全、および利用団体間の連携と組織強化が課題である。

住民参加型社会の実現 ④地域づくり計画の策定

地域づくり事業を各地域で策定しているが、地域ごとの取組や内容についての意見交換等を行い、地域づくり事業の充実に努める。

住民参加型社会の実現 ⑤村民チャレンジ事業

地域住民による団体の主催した婚活イベント「村コン」の協力等を行う中で、担当課や職員の支援体制に課題が生じた。住民選定型事業について、協力内容に応じた適正の人員や人材確保の検討が必要である。

行財政改革の推進 ③民間活力の活用

役場職員のみでは専門性にも欠け、十分なアイデアを提案できていないことが課題である。民間および住民の意見をより多く取り入れること、また、住民が行政に参加しやすい環境を作ることが必要である。

住民福祉課

児童福祉 ①保育体制の充実

少子化による入所児童の減少や、多様な保育ニーズに対する場の提供が課題にあげられる。そのため、平成 25 年度から 1. 2 歳児保育を開始した。

0 歳児の保育希望に対応するため、城山保育園での実施体制の整備をはかるとともに、村外の施設との連携に努めるほか、城山保育園の運営形態について、認定こども園への移行を検討していく。また、延長保育、病児保育、ファミリーサポートセンター事業等、親のニーズに合わせた保育の検討を行う予定である。

児童福祉 ②放課後児童健全育成

少子化により利用する児童数が減少しているため、現在の場所からの移転を検討する（小学校余裕教室、小学校敷地内および隣接地など）。また、現在父母会が運営しているため、負担が増えないよう引き続き支援していく必要がある。

子育て支援 ①子育て支援の充実

子育てサークルが 1 つのみで、少子化により参加者も減少している。今後は子育て支援センターにおける相談体制の充実のほか、今後も子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談活動や情報を提供するとともに、子育てサークル等の支援等による子育て支援ネットワークづくりを推進する。また、県内の療育機関と連携し、子どもの発達や個性に配慮した発達支援相談を推進する。



子育て支援 ②子育て環境の整備

子育て支援センターや保健センターで開催される事業を充実させ、参加者同士のつながりをはかり、子育て世帯の孤立を防止する必要がある。また、保護者同士の連携が深まってきているので、交流事業等を引き続き推進していく。

さらに、子どもや親子の集いの場や子育て支援センター事業の実施場所を確保するため、城山保育園、旧落合保育園、小中学校の校庭や体育館、社会体育施設等の開放を推進するとともに、和紙の里や親水公園等の活用を推進する。

青少年の社会参加の促進 ①青少年健全育成対策の推進

青少年相談員の引き受け者がいないため協議会組織が消えているのが現状である。今後、過去に青少年相談員活動に参加した子どもたちを中心に協議会を復活する兆しがあれば取組んでいく。

青少年の社会参加の促進 ②青少年の社会参加の促進

各種スポーツ団体や音楽団体によるイベントはあるが、それらの団体に参加する若者の数が少ない。個々の団体が共同で取組めるイベントや講座などを計画し、若者が参加できる環境作りが必要である。

青少年の社会参加の促進 ③多世代間交流の推進

若者の村離れが進んでおり、村に残っている若者についても参加できる地域団体が少なく、地域団体の世代交代が厳しくなっている。この改善をする必要がある。また、和紙の里文化フェスティバルや村民体育祭等を通じた多世代間の交流も求められている。

地域医療・健診体制 ①医療負担の軽減

こども医療費の拡大や自己負担額が無くなったことにより、医療費の増加が目立つ。医療費制度に基づきこれからも対象者の医療費負担の軽減をはかるための支援が必要である。



社会福祉協議会

地域福祉 ①心配ごと相談所の充実

心配ごと・不安が増加している社会状況であるが、相談件数は増加していない。利用者の少ない理由を解明し、運営内容等を検討することが必要である。

高齢者対策 ①高齢者の生活支援

近年の高齢化の進行に伴い、住民の医療や介護の需要が更に増加することが見込まれる。そのため、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自立生活を支援する。

保健衛生課

介護環境の充実 ①介護保険事業計画の推進

社会保障改革に伴う介護保険制度の大規模改正への対応や、地域包括ケアシステムの構築が課題にあげられる。そのため、情報収集と計画策定体制の整備や、NPO、地域ボランティアの育成、包括支援センター機能の強化を推進する必要がある。

介護環境の充実 ②介護保険事業の推進

施設介護への依存度が高く、給付費が増加傾向にある。介護予防の充実と居宅介護の推進が必要である。

介護環境の充実 ③地域支援事業の推進

介護予防事業参加者の固定化や担い手不足、男性への参加勧奨が課題にあげられる。そのため、地域住民を中心としたボランティアの育成や運動教室等介護予防事業の広報周知を行う必要がある。

地域医療・健診体制 ②診療所体制の充実

医師の確保が大きな課題である。診療所の体制を整備するため、関係機関と連携強化し、開業医の募集を行う必要がある。

住環境の整備 ①生活排水処理基本計画の推進

住民意識の高揚啓発、広報活動の強化を行う必要がある。



産業建設課

農業の振興 ①地域特性を活かした土地基盤の整備

遊休農地の実態把握が不十分である。農業委員会による、遊休農地の実態把握を徹底し、土地活用の検討を行う必要がある。

農業の振興 ②地産地消型農業の振興

携わっている人たちの意識改革が必要である。また、おやきについても真空パックにして販売する或いは実演販売を行うなど後継者等の意見を聞く体制作りが必要である。

農業の振興 ③環境保全型農業の振興

家庭より排出される生ゴミを堆肥化して活用する方法を検討する。また、アライグマ等に対する被害対策が必要である。さらに残菜処理について保健衛生課との協議が必要である。

農業の振興 ⑤遊休農地活用の仕組み

果樹等の苗木の購入や植え替えに対し補助（遊休農地活用事業補助金）を行っているが PR 不足である。また、農業委員会の遊休農地実態調査の情報が少ないため、有効活用されていない。村内各所に遊休農地が存在するので、補助事業を広く PR し、さらに遊休農地実態調査の情報を共有することで土地活用の検討を行う。

農業の振興 ⑥新しい生産組織の育成

農業従事者の高齢化により生産組織の存続が難しい状況にある。退職者や農業に興味のある若者達を視野に入れ栽培技術の向上および消費者ニーズに合った農作物の選定や作付けを行い魅力ある講習を行う。

消費者行政 ①消費者相談業務の拡充

平成 24 年 8 月より相談日を週 4 日に拡大（月火木を行政職員、金を相談員が担当）したが、消費生活相談について認知度はまだ低く、県内で被害が拡大してはいるが相談はまだ少数である。さまざまな機会を通して相談窓口の開設を PR していく。また、「消費者相談窓口通信」を毎月発行して活用し、より細かな情報を住民に届ける。

住環境の整備 ①飲用水の安定供給の推進

老朽化施設の改修には多額な費用がかかるため、施設統合、計画的改修、施設耐震化を含めて検討していく必要がある。また、飲料水の安定供給のため、西地区と東地区を繋ぐ連絡管については、過疎地域自立促進計画により計画的に進めている。

観光業の復興 ④農産物加工品の開発と直売施設の改善

プラムなどの加工を行っているが、それ以外の農産物の加工が出来ていない。今後加工施設の有効活用を検討したい。また、農産物直売所については、和紙の里への移転が決まっており、施設の充実がはかれることになった。



教育委員会

教育環境の整備 ④学校規模の適正化

平成 25 年度に東西小学校の統合を行ったが、今後の入学児童数の減少によっては、複式学級となる可能性がある。

生涯学習の推進 ③活動支援の充実と指導者の育成

近隣市町村と連携し、情報交換会や講習会への参加を促すよう働きかける必要がある。

社会教育施設の整備 ②図書館の充実

ニーズに合った施設等整備や機材の充実をはかる必要がある。そのため、広報等を活用しながら図書館利用者の増加に努め、幅広い年齢の方々が活用できる図書資料の拡充、新刊図書の充実をはかる。

スポーツ活動の推進 ①一人一スポーツの推進

村民体育祭、球技大会を通じて村民一人ひとりがスポーツに参加できるよう推進しているが、地域、年齢等により温度差がある。村民一人ひとりが体力、興味等自分にあったスポーツに参加できるよう環境づくり、コミュニティづくりを行い、また、日常生活の中でスポーツに取り組める「ながらスポーツ」を推進する。

新しい文化の創造 ③文化的イベントの開催

発表の場の開催回数が少なく、文化活動団体の活動支援には不十分である。そのため、和紙の里創作美術展の開催や比企地域の公民館祭り等への参加を推進し、文化活動の育成のための各種講座・教室を開催する。また、芸術文化観賞会を充実し、住民の芸術文化の高揚をはかる必要がある。

地域文化の醸成 ③指定文化財技術保持団体の保護・育成

指定文化財技術は少子高齢化により伝承活動がさらに困難となることが予想される。

特に手漉き和紙の製作技術者の高齢化が著しく、後継者不足が深刻である。また、手漉き和紙の技術保存継承には、新たな商品価値を生み出すことも一つの手段であるが、早急に創出することは難しいのも現状である。今後も技術保持団体との協力を強化し、また全国重要無形文化財保持団体協議会との意見交換をさらに充実させ、諸課題の解決をはかっていく。竹縄製作技術の継承については、全村を対象とした保護育成をはかることが重要となっている。

地域文化の醸成 ④文化財調査と資料収集

文化財調査と資料収集は地域文化財の保存と活用をはかる上での基礎資料となるものであるが、村内には埋蔵文化財、古文書のほか指定されていない文化財が存在し、調査が十分に実施できていないのが現状である。文化財調査と資料の収集は地域文化財の保存と活用をはかる上での基礎資料となる。継続的な調査を実施し、その成果を刊行物だけでなくインターネットでも公開を進め、広く村の歴史・文化財を発信するよう取組む。



地域文化の醸成 ⑥「ふるさと文化伝習館」の整備と活用

細川紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより来客者数が増加している中、和紙の里文化フェスティバルを機に現在、細川紙関係の展示を行っているが、ハード面では入館者が利用しやすいよう施設を改善し、ソフト面では企画展、特別展の年間を通じた開催を実施し、繰り返し訪れたいくなる施設づくりを進める必要がある。

● 計画期間中に終了を予定している事業 ●

産業建設課

観光業の復興 ⑪湧水の活用

「東秩父村のおいしい水」に関しては前期計画期間内で商品化した。村内に点在する湧水等に関しては、水質検査を実施していないのでPRはできない。今後の水質検査については検討課題である。

住民福祉課

電子自治体の構築 ①住民基本台帳ネットワークの構築

マイナンバー制度への対応に伴い、従来の住民基本台帳ネットワークに関する業務は休止となる。



第2節 新たな施策・事業の追加

前期計画期間において、人口減少対策を目的とした東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略や、和紙の里をハブ化拠点とする村の公共交通の再編を目的とした地域公共交通再編に関する諸計画などの新たな下位計画が策定され、その中から前期基本計画策定時点ではなかった施策や事業が出てきました。それらの上位計画である後期基本計画において、こうした新たに追加された取組について整合をはかる必要があります。

前期計画期間中に策定された主な下位計画

- 東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度）
- 東秩父村地域公共交通網形成計画（平成 27 年度）
- 東秩父村地域公共交通再編実施計画（平成 28 年度）
- 地域再生計画（平成 27 年度）
- 東秩父村過疎地域自立促進計画（平成 27 年度）
- 東秩父村子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度）
- 東秩父村高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度）
- 東秩父村男女共同参画プラン（平成 22 年度）

● 新規で追加される事業 ●

総務課

和紙の里ハブバスセンター事業（和紙の里ハブ化構想）

地域再生計画および東秩父村地域公共交通網形成計画、東秩父村地域公共交通再編実施計画にて策定。村の中心部に位置する「和紙の里」をハブバス停留所として整備し、路線バスの運行本数の増加等による機能向上をはかる。

また、住民の生活機能向上施設の集約や観光拠点化により、住民・観光客双方にとって利便性を向上させ、和紙の里を中心としたにぎわいの場を創出する。

具体的には以下の通りとなる。

- ・ 公共交通（路線バス）を村の中心部に位置する和紙の里へ結束させ、放射状に路線を伸ばすことで、運転効率を向上させ、乗車利便性の向上をはかる。
- ・ 和紙の里の施設機能を充実させ、観光体験施設のほか、生活関連品の販売や食事処の設置等、住民と観光客のサービス拠点として整備し、駅とハブをバスでつなぐことで住民の利便向上、観光客によるバス利用増加をはかる。
- ・ 駅とハブバス停の接続を強化し、観光客も必ず和紙の里を経由することで、和紙の里のサービスを利用でき、山歩きの後の食事や休憩等ができるように努める。



住民福祉課

出産時の負担軽減（出産支援の充実）

東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略にて策定。出産環境を充実し、出生数の増加をめざす。具体的には出産祝い金を支給し出産時の負担軽減をはかる。

地域における福祉サービスの推進（地域福祉）

近年、少子高齢化の進行や核家族のためさまざまな社会問題が発生している結果、住民のニーズが多様化している。この現状に対応するため、業務の専門性を高め、社会福祉法人等との連携を強化する。

地域における福祉活動の促進（地域福祉）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民や地域の団体、村等が関わり合い、協力することにより、地域の共助社会の実現を推進する。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進（地域福祉）

住民が安心して生活できるようボランティアの育成を含めた住民参加型の社会づくりが求められており、地域活動拠点や集会所の整備および確保を推進する。

生活困窮者支援の推進（地域福祉）

生活困窮者への支援の充実がはかられていない。社会福祉協議会が生活困窮者を支援する事業を多くの住民に周知し、支援を推進する。

個人番号制度の普及（電子自治体の構築）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づき、従来の住民基本台帳カードから個人番号カードへの移行が始まったことを受け、その普及をe-taxによる電子証明書の発行と合わせて、東秩父村商工会等と連携して促進する。



第3節 住民意向の反映

本計画の策定にあたって、住民の意向をうかがう機会を設け、その結果を計画内に反映します。

①東秩父村総合振興計画審議会の設置

東秩父村総合振興計画審議会条例第2条の規定により設置。

②村民意識調査の実施

平成27年6月1日時点の15歳以上の全住民（2,848人）を対象にアンケート調査を実施。



基本構想

人が元気な、東秩父。自然が元気な、東秩父。経済が元気な、東秩父。

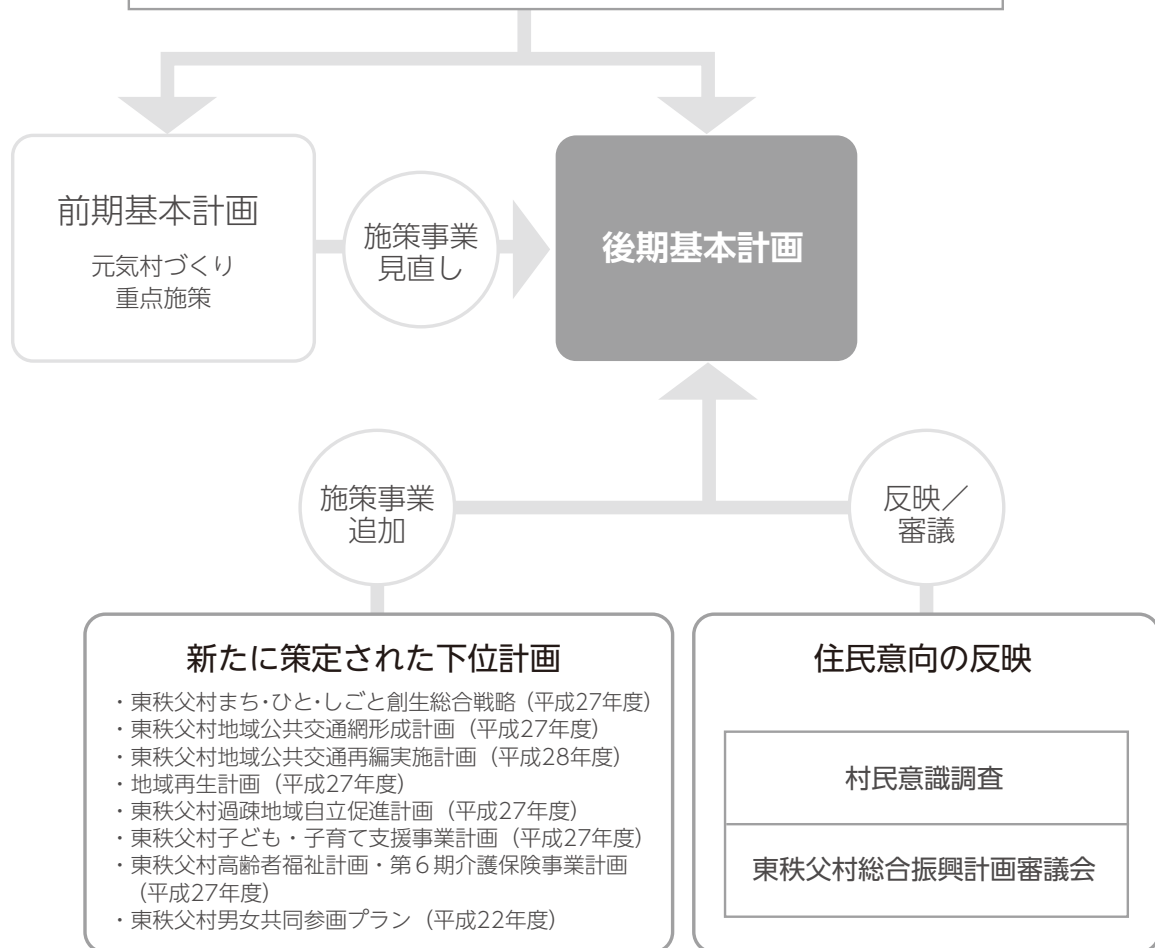
基本理念

住んでよし、訪ねてよし、元気村ひがしちちぶ

施策の大綱

元気村づくり7本柱

元気村づくり戦略プロジェクト

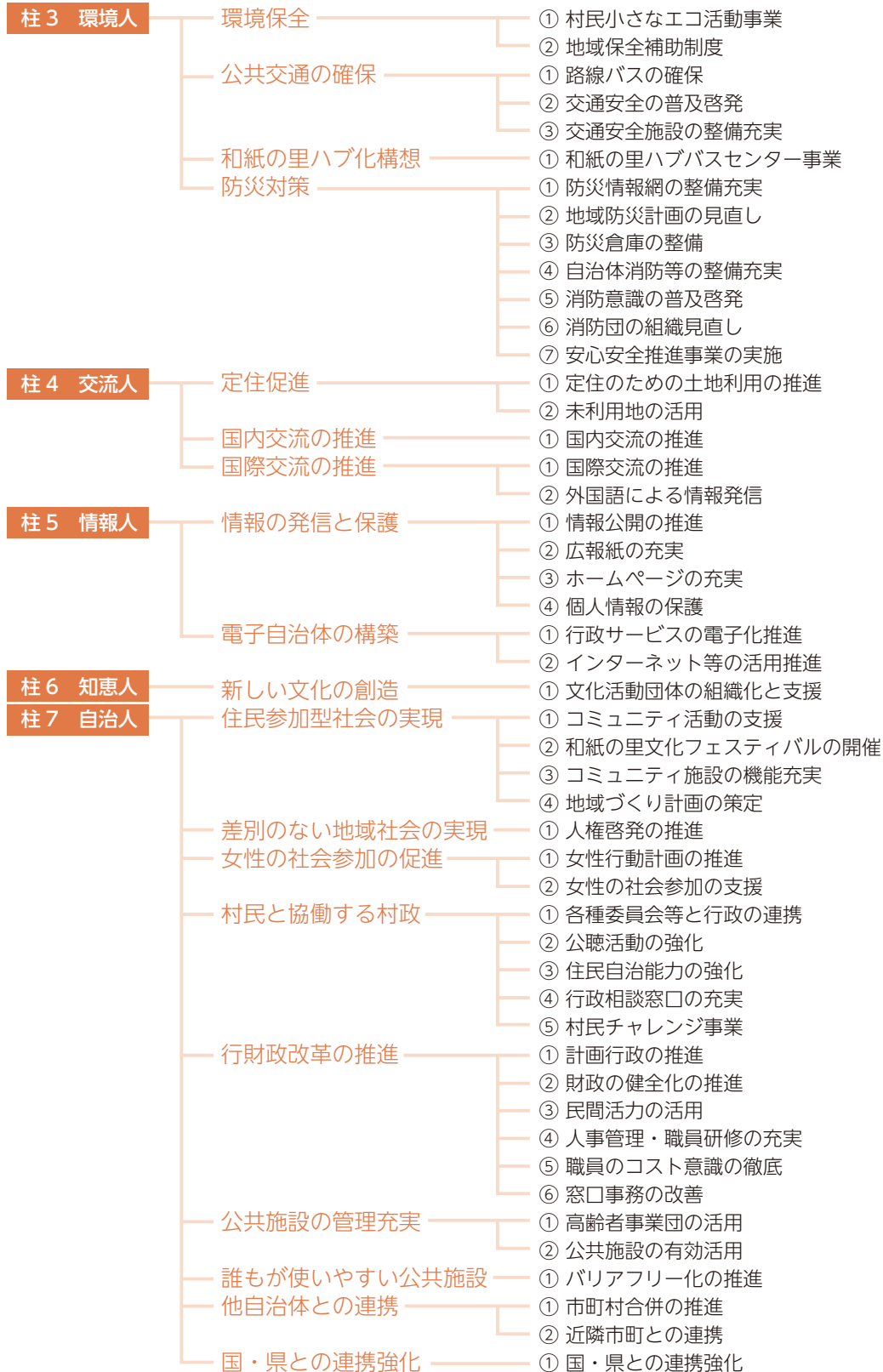


後期基本計画の策定フロー

第 2 部

私達の課の仕事

総務課



環境保全

現状と課題

- ① 現在のところ、多くの村民が比較的気軽に取組むことのできるエコ活動がなく、身の回りで無理なく多くの人が取組めるエコ活動を創出する必要がある。
- ② 推進策のひとつとして、行政区等への補助金交付が考えられるが、現在取組んでいる「地域づくり事業」（戦略プロジェクト）との関連が深いので、それとの連携が必要である。

基本方針

地球的規模で環境問題が叫ばれている今日、人々の健康に寄与し、生活に潤いを与える良好な自然環境は、本村の貴重な資源である。この貴重な資源を一層価値のあるものとするため、本村の環境保全の施策を強化する。

具体的な取組

① 村民小さなエコ活動事業

多くの村民が参加して無理なく取組める小さなエコ活動を推進する。エコ関連補助事業等を検討する。また、地域づくり事業を通じて、花いっぱい運動等を実施する。

② 地域保全補助制度

元気な地域づくりプロジェクトと連動して、地域の環境保全活動に対する行政区等への補助金交付を検討する。

公共交通の確保

現状と課題

- ① 村営バスの利用者は年々減少傾向にあり、県や国からの補助金額も減少し財政をひっ迫しているが、村民にとっては重要な移動手段であり、今後は利用実態に合わせた運行形態にする必要がある。
- ② 交通安全については、関係諸団体を支援し、交通安全啓発に努めているが、交通事故が発生してしまう。また、関係諸団体の委員の高齢化が進んでいる。
- ③ 交通の安全性を高めるため、交通安全施設整備に努めているが、より一層の充実が必要である。

基本方針

村民、とりわけ生徒・児童、高齢者、障がい者などの交通弱者のために、近隣自治体と連携し、路線バスの運行継続に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、適切な移動手段を確保する。また、交通安全施設の充実をはかる。

具体的な取組

① 路線バスの確保

村内の高齢化の進行等により、公共交通の確保は不可欠である。そのため、和紙の里にハブ拠点を整備し、利便性の向上に努め、利用者の増加をはかる。

② 交通安全の普及啓発

関係諸団体（村内3団体）を支援しながら、年4回の交通安全期間中の街頭活動等に加え、広報誌での交通安全の呼びかけを継続的に行い交通安全の普及啓発に努める。

③ 交通安全施設の整備充実

引き続き、改修が必要な場所、また住民の要望がある場所には交通安全施設の整備充実を進める。

和紙の里ハブ化構想

現状と課題

- ① 村の地域再生計画および地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画にて、和紙の里を交通の結末点としてのハブバスセンターとし、ここに地域住民の生活機能向上施設を集約するとともに、観光客の拠点とするための「和紙の里ハブ化構想」が計画された。今後は各計画を推進する。

基本方針

村の中心部に位置する観光体験施設「和紙の里」をハブバス停留所として整備し、路線バスの運行本数の増加等による機能強化をはかる。また、住民の生活機能向上施設の集約や観光拠点化することにより、住民・観光客双方にとって利便性を向上させ、和紙の里を中心としたにぎわいの場を創出する。

具体的な取組

① 和紙の里ハブバスセンター事業

公共交通（路線バス）を村の中心部に位置する和紙の里へ結束させる形で路線を再編する。

また、和紙の里の施設機能を充実させ、観光体験施設のほか、生活関連品の販売や食事処の設置等、住民と観光客のサービス拠点として整備し、地域公共交通網の強化をはかる。

防災対策

現状と課題

- ① 防災情報網については、施設の更新や、新たに導入したタブレット型端末の戸別受信機の役割により情報伝達は良好になったが、運用方法に改善が必要である。
- ② 地域防災計画については、国や県や防災関連の各計画との整合性をはかるため、常に内容の見直しが必要である。
- ③ 防災倉庫については、最低限の備蓄をしているが、災害弱者に対する備蓄品などを充実する必要がある。
- ④ 消防等の整備については、防火水槽の一部は老朽化により、更新が必要な状況になっている。
- ⑤ 消防意識の普及啓発については、自主防災組織があるものの、ほとんどの組織は活動を行っていない状況にある。
- ⑥ 消防団については、消防団員確保に苦慮している状況で、現行組織体制の維持が困難になる恐れがある。
- ⑦ 安全安心推進事業については、ここ数年自主防犯組織の組織化ができておらず、村域全体に広がっていない状況にある。

基本方針

災害等の発生を未然に防ぎ、万が一災害が発生した場合にも被害が最小限となるように、防災設備、自治体消防、自主防災組織の充実をはかる。

具体的な取組

① 防災情報網の整備充実

情報配信の充実に加え、相互通信機能の活用により安否確認や情報収集など効果的な運用に努める。



② 地域防災計画の見直し

各計画等と整合性をはかり、必要に応じて修正を行う。

③ 防災倉庫の整備

備蓄品を順次備えて充実する。また、各地区からの要望により防災倉庫の設置・整備をはかる。

④ 自治体消防等の整備充実

車両等消防設備の充実を比企広域市町村圏組合消防計画に基づき行う。また、防火水槽についても計画的に更新を進める。

⑤ 消防意識の普及啓発

消火器の取り扱い講習等の実施を支援し、住宅用火災報知器の普及、消防意識の啓発に努める。

⑥ 消防団の組織見直し

消防団員の意識改革と活動の効率化により消防団員の確保をはかる。また、組織再編により組織補強をはかる。

⑦ 安心安全推進事業の実施

「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯に基づき結成される自主防災組織と、地域の有志で結成される自主防犯組織の活動を支援し、組織の育成・充実をはかる。また、行政区や既存スポーツクラブ等に働きかけ、自主防犯組織の組織化・活動を支援していく。

定住促進

現状と課題

- ① 村内に多く存在する空き家をいかに利用していくかが課題である。
- ② 現状放置状態となっている土地の利用が課題としてあげられており、土地の荒廃を防ぎ有効活用する必要がある。

基本方針

村内に就労の場が少ないため、若者を中心に転出者が多く、定住者が減少している。人口減少に歯止めをかけるため、多様な定住政策を推進する。

具体的な取組

① 定住のための土地利用の推進

村内の空き家および特定空き家の戸数を正確に把握し、将来の定住に向けて所有者との連携をはかる。

② 未利用地の活用

土地所有者との連携をはかり、今後の活用方法について検討していく。

国内交流の推進

現状と課題

- ① 日本スリーデーマーチへの参加や、美濃市・浜田市との和紙に関する協働の動きが出てきており、今後さらなる交流の推進が望まれる。

基本方針

地域の活性化をはかるため、県内各市町や県外との交流や情報収集を積極的に推進する。

具体的な取組

① 国内交流の推進

全国各地の先進的な地域づくり活動を見聞する行動を促進するとともに、収集した情報等については、村内の活動団体などに積極的に提供する。

国際交流の推進

現状と課題

- ① 本村における国際交流事業としては、中学生の海外派遣が終了したため、事業の見直しが必要な状況である。
- ② 外国語による情報網については、ホームページで英語、中国語、韓国語に対応しているものの、観光パンフレット等でも同様に発信が必要である。

基本方針

国際化の時代において、本村においても、国際的な視野に立った地域づくりが不可欠である。さまざまな分野において、国際的な交流を促進する施策を展開する。

具体的な取組

① 国際交流の推進

国際感覚を身に付けた視野の広い村民を育成するために、海外からの来訪者を積極的に受け入れて、交流をはかるとともに、国際交流を推進する。

② 外国語による情報発信

既存の外国語パンフレットに外国語版を掲載するなど、国際化に対応できる情報発信を検討する。また、今後対応する言語を増やしていく。

情報の発信と保護

現状と課題

- ① 情報公開制度については、前期基本計画期間中の情報公開請求は数件のみである。
- ② 広報誌については、見やすい紙面づくり、興味をそそる記事の取材を行うことが必要である。
- ③ ホームページについては、最新情報発信や更新頻度増加の体制が必要である。
- ④ 個人情報保護制度については、マイナンバー制度の施行に伴う事務の見直しおよび知識の習得が必要である。

基本方針

村民と行政の協働の村づくりを進めるために、行政情報の積極的な提供をはかり、さまざまな方法を用いて、広く村民に周知するように努める。

また、個人情報を保護するための意識啓発を進める。

具体的な取組

① 情報公開の推進

「東秩父村情報公開条例」に基づき、住民への周知を徹底し、透明性の高い行政運営を行う。

② 広報誌の充実

可能な限りページ数を増やすなどをし、見やすい写真、読みやすい記事を作成する。村民ならびに広報の読者が親しみやすい広報づくりに努める。

③ ホームページの充実

村内外に向けて、行政、観光、イベント等の情報を積極的に発信し、発信情報網の拡大を推進する。

④ 個人情報の保護

個人の権利利益を保護するために、「東秩父村個人情報保護条例」に基づき、職員の研修などを通じ、適正な取り扱いを実施する。

電子自治体の構築

現状と課題

- ① 行政サービスの電子化は他自治体に比べて立ち遅れているのが現状であり、今後、住民票の交付などさまざまな行政サービスの電子化が求められている。
- ② インターネット環境については、光ファイバーケーブルの整備は完了したが、それを活用し行政事務の効率化をするには、システム改修や保守が必要である。

基本方針

村民の利便性の向上をはかり、行政を効率よく進めるために一層の電子化を推進するとともに、費用対効果を重視して行政の効率化に努める。

具体的な取組

① 行政サービスの電子化推進

住民ニーズを的確に把握し、費用対効果を十分に検討しながら、行政事務の電子化を推進する。

② インターネット等の活用推進

ますます普及が拡大しているインターネットを、行政サービスの向上や行政事務の効率化に積極的に活用する。また、住民の自宅パソコンから村公共施設の予約等の要望について検討し対応するよう努める。

新しい文化の創造

現状と課題

- ① 文化活動団体については、村内の2団体が行った事業を東秩父村文化振興事業として認定し、支援を行ってきた。今後の継続的な支援が望まれる。

基本方針

村民の暮らしやさまざまな活動に根ざした、新しい「東秩父村らしい文化」を醸成し、振興をはかる。

具体的な取組

① 文化活動団体の組織化と支援

各種文化活動団体の活動に対する支援を継続し、団体相互間の連携と組織強化をはかるとともに、各種団体を統括する組織づくりを推進する。

住民参加型社会の実現

現状と課題

- ① コミュニティづくり協議会の事業については、1月の「小学生かるた大会」と5月の「和紙の里文化フェスティバル」が行われている。今後もこうした活動を積極的に支援する必要がある。
- ② 「和紙の里文化フェスティバル」は、平成27年度の時点で第30回を無事迎えた。特に30回目のフェスティバルは、細川紙のユネスコ登録を受けて、来場者数が大きく増えた。しかし、現状のままでは次回以降の来場者数の維持に懸念がある。
- ③ コミュニティセンター「やまなみ」は、老朽化した施設の維持管理が課題となっている。
- ④ 地域づくり活動については、アンケートにて村民の方々の意識調査を通じて認知度および活動実態の把握とその周知を行った。活動は現在、各行政区単位となっているが、地域ごとに取組や職員の負担に差が生じている。

基本方針

少子・高齢化や価値観の多様化、村民の生活圏の拡大など、社会が大きく変化するなかで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが一層求められている。

このため、各種の村づくり活動や行催事への参加を通して、村民同士が互いに知り合い、連帯感を抱き、共に暮らしの場を共有できるようなコミュニティを創りだすための施策を展開する。



具体的な取組

① コミュニティ活動の支援

コミュニティづくり協議会が実施するイベントの支援を行うとともに、地域防災、地域福祉等を視野に入れた地域住民のコミュニティ活動を積極的に支援する。

② 和紙の里文化フェスティバルの開催

「東秩父村和紙の里」を全国に向けて情報発信するために、創作美術展の開催、伝統芸能や伝統文化の紹介展示などを含む「和紙の里文化フェスティバル」の開催を支援する。

また、このイベントを村内外の人々の交流、地域コミュニティの醸成、地域活動の活性化の機会として一層活用する。

③ コミュニティ施設の機能充実

コミュニティセンター「やまなみ」をはじめとする既存施設について、利用者ニーズを十分に把握したうえで、施設の適切な改修・修繕を行うとともに、各種備品類についても整備・充実をはかる。

④ 地域づくり計画の策定

地域住民と行政が協議して、地域ごとに地域の特性、歴史、文化等を活かした地域づくり計画の策定を支援する。

この計画の策定過程においては、地域住民が地域の多様な資源を再発見する活動に組み込み、地域の人材を発掘し、地域に対する誇りや愛着を引き出し、さらには将来の夢を盛り込むことを心がけ、今後のコミュニティづくりと村づくりの土台となる計画をめざす。



自治人

差別のない地域社会の実現

現状と課題

- ① 毎月広報で人権啓発を行っているが秩父都市として平成 26 年度に行った意識調査の結果をみるとさらなる啓発が求められている。

基本方針

すべての村民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる地域社会の実現をめざす。

具体的な取組

① 人権啓発の推進

人権フェスティバル等、村民が参加できるような人権に関する事業を周知し、啓発の推進をはかる。

女性の社会参加の促進

現状と課題

- ① 平成 23 年 3 月に「《東秩父村男女共同参画プラン》元気いっぱいひがしちちぶ」を策定したが、啓発・促進に関する事業はまだ実施していない。
- ② 男性向け・女性向けの各種講習会・教室等は計画・実施がごく少ない。また、教室の開催について子育て支援事業や公民館講座との連携がとれていない。

基本方針

女性も男性も個人として自立し、それぞれの個性・能力を十分に発揮できるよう、男女が共に支え合い、共に生かし合う男女共同参画社会の実現をめざす。

具体的な取組

① 女性行動計画の推進

よりよい男女共同参画社会実現および、プラン推進、参画社会の普及のため、住民懇談会等の開催を検討する。

② 女性の社会参加の支援

子育て支援事業や公民館講座との連携を取り、女性の就職・再就職の支援をする。

村民と協働する村政

現状と課題

- ① 各種委員会との連携については、要望書という形で要望をいただくものの、全ての要望には予算上対応が難しい状況である。また、要望書の提出がある地区とない地区の差が大きい。
- ② 公聴については、村づくり提案箱の設置をしているが、投稿数は年間 10 件前後である。また、その中身についても、一部の住民が何度も投稿したものが多く見られる。
- ③ 地域の活性化と住民参加を促進するために、地域づくり事業をさらに推進する必要がある。
- ④ 行政相談については、現在毎月開催しているが、相談者が少ないのが現状である。
- ⑤ 村民チャレンジ事業については、担当した課や職員の支援体制に課題が生じた。協力内容に応じた人員・人材選択が今後の継続において課題としてあげられる。

基本方針

村民と行政が協働するためには、行政への住民参加を推進し、村民と行政が情報を共有していくことが不可欠である。そのため、行政の情報公開を推進し、村民との対話の機会を増やすなど、広聴広報活動を強化し、村民と協働する行政を推進する。

具体的な取組

① 各種委員会等と行政の連携

村民と行政の協働の村づくりを推進していくため、各種委員の選定において住民参加が十分に行われるよう努める。

② 公聴活動の強化

今後、広報誌などで周知し、広い意見を聞けるように努める。また、広報に関する意見を意見箱とは別に募集する。



③ 住民自治能力の強化

現在行われている地域づくり事業のさらなる充実に努める。

④ 行政相談窓口の充実

行政に対する意見や提言等を聞くため、行政相談委員の協力のもと、行政相談窓口業務の一層の充実をはかる。また、広報およびホームページ等で周知をはかる。

⑤ 村民チャレンジ事業

村民の提案に基づく新しい村づくり活動を推進するために、村民チャレンジ事業を引き続き推進する。

行財政改革の推進

現状と課題

- ① 行政計画については、第5次東秩父村総合振興計画の前期計画が終了し、後期計画が始動する。また、前期計画期間中、東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略等の新規策定も行った。
- ② 財政については、引き続き健全化を推進する必要がある。
- ③ 民間活力については、役場職員のみでは専門性にも欠け、十分なアイデアを提案できていない現状において、その活用が求められる。
- ④ 「東秩父村人材育成基本方針」に基づき、職員の育成をはかる。また、人づくり広域連合で行っている研修に積極的に参加する。
- ⑤ 消耗品、光熱費等の効率的な管理を引き続き徹底する必要がある。
- ⑥ マイナンバー制度施行により、窓口の改善が必要である。

基本方針

多種多様化する行政ニーズに対して、自治体の電子化、民間活力の導入、行政機構の効率化、計画行政の強化等を積極的に推進するとともに、将来にわたって持続可能な健全財政を確立するため、効率的な財政運営を進める。

具体的な取組

① 計画行政の推進

総合振興計画後期計画については、10年計画の達成のため、7本柱の実態を現状に即した姿へ修正する。また、東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関しては、国・県・周辺自治体の進行状況を参考にしながら、計画推進に努める。



② 財政の健全化の推進

財政の健全化をはかるため、引き続き最大限の歳入確保と経常経費の見直しや削減に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため費用対効果を検証し、効率的かつ合理的な財政運営を行う。

③ 民間活力の活用

多様化するニーズに対応するため、民間および住民の意見をより多く取り入れるよう努める。
また、住民が行政に参加しやすい環境づくりを推進する。

④ 人事管理・職員研修の充実

長期間研修に参加していない職員および採用後5年以内の職員を中心に、積極的に研修に参加するよう促す。

また、年に1度程度全職員を対象にメンタルヘルスの研修を開催する。

⑤ 職員のコスト意識の徹底

消耗品費や光熱費等に関するコスト意識の上昇・維持のため、注意喚起を継続して行う。

⑥ 窓口事務の改善

村民と直接接する窓口業務の重要性を再認識し、その効率化、サービス向上のために、事務のマニュアル化、窓口ワンストップサービスなど、さまざまな改善策を積極的に検討する。また、マイナンバー制度の施行に合わせて、個人情報漏えい対策等を積極的に行う。

公共施設の管理充実

現状と課題

- ① 公共施設の管理に高齢者を活用することによって、管理費用の削減と地元雇用の創出等をはかっているが、その管理体制の見直しを検討する必要がある。
- ② 公共施設利用については、現状特定の団体が利用するにとどまっており、より多くの活用方法を検討する必要がある。

基本方針

村民に身近な公共施設については、少ない費用で村民の利便性と満足度を向上させるために、地元住民を活用した管理の仕組みを充実させる。

また、コミュニティ活動の拠点、高齢者の憩いの場などが求められており、地域の需要に応じて公共施設を充実する。

具体的な取組

① 高齢者事業団の活用

高齢者事業団の活動が停止しており、今後再開された場合にはその活用をはかる。

② 公共施設の有効活用

よりオープンな施設として多くの住民に活用を促すため、検討を行う。



自治人

誰もが使いやすい公共施設

現状と課題

- ① ほとんどの施設でバリアフリー化が完了しているが、観光客目線でのバリアフリー化も必要と考える。

基本方針

高齢者、障がい者、車いすやベビーカー利用者など、誰もが安全に、安心して利用できる施設整備を進める。

具体的な取組

① バリアフリー化の推進

高齢者や、障がい者、子ども連れの方でも気軽に利用できるような環境を整備する。

他自治体との連携

現状と課題

- ① 将来の市町村合併については、合併新法期限が切れたため、現在は滞っている。
- ② 近隣市町との連携については、各種研究会や組合等を経て、近隣の市町と意見の交換や事業の協働をはかっているが、年に2～3回ほどの会議しかないため、密な連携は取りにくい。現在、比企地域の活性化を目的とした、比企元気アップ実行委員会に加入しており、比企地域を盛り上げるためにサイクリングマップの作成、各種イベント等に参加しているが、密な連絡は取れていない。

基本方針

行政の効率的運営のために、近隣市町との連携をさらに強化し、公共施設の相互利用や人事交流を進め、広い視野に立った広域行政を展開する。

具体的な取組

① 市町村合併の推進

地方分権の進展、行政の広域化、財政状況の深刻化、行政需要の多様化等、村政を取り巻く状況が大きく変化している中で、住民サービスの維持・向上やスケールメリットを活かした行政の効率化等をはかるため、合併特例法が失効した現在においても引き続き市町村合併を推進する。

また、村および近隣自治体・県・国の動静を見ながら、将来の市町村合併に備えて、比企郡町村会および比企広域市町村圏組合等を通じて近隣自治体との連携を更に深めるとともに、行政の効率化と質の向上に努める。

② 近隣市町との連携

近隣市町と連携して、事業の共同実施、事務の共同処理、公共施設の相互利用を進めるとともに、県計画、比企広域市町村圏組合の計画等との整合性をはかりつつ、広い視野に立った行政運営を推進する。



自治人

国・県との連携強化

現状と課題

- ① 更なる地方分権の進展に伴う権限移譲を受け入れるためには、国・県からの財政支援、人的支援、広域連携支援は必要不可欠である。

基本方針

国、県等の計画との整合性をはかりつつ、村の総合振興計画の実効性を確保する。

具体的な取組

① 国・県との連携強化

引き続き、国・県の計画との整合性をはかり、関係機関との連携をさらに強化していくとともに、近隣市町とも連携し、村の総合振興計画の実効性を確保する。

税務・会計課



柱7 自治人

—— 行財政改革の推進 ——

① 税の賦課徴収事務の適正化

行財政改革の推進

現状と課題

- ① 行財政改革に取り組む中、新規システムの導入を進め業務の効率化に取り組んでいるが、更なる効率化のために、職員相互の情報共有と専門知識の向上が求められている。
- また、適正な賦課事務に努め、税の未納者に対して、督促・催告し、税の負担公平性を理解していただく必要がある。

基本方針

税は村政を支える基盤的な財源であり、公平な税負担をはかりつつ、適正な課税、徴収事務を推進する。

具体的な取組

① 税の賦課徴収事務の適正化

- 適正な課税徴収事務に努めるとともに、税の未納対策に取り組む。
- また、新電算システムの導入により、事務効率化にも取り組むと同時に、職員相互の情報共有と専門知識の向上に努める。

住民福祉課

柱 1 健康人

地域福祉

- ① 地域における福祉サービスの推進
- ② 地域における福祉活動の促進
- ③ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進
- ④ 生活困窮者支援の推進
- ⑤ 要援護者の把握と情報共有
- ⑥ 高齢者・障がい者等の移動手段の確保

高齢者対策

- ① 高齢者の生活支援
- ② 高齢者保護措置の適正運用

児童福祉

- ① 保育体制の充実
- ② 放課後児童健全育成
- ③ 児童公園の管理体制
- ④ 児童虐待の防止

出産支援の充実

- ① 出産時の負担軽減

子育て支援

- ① 子育て支援の充実
- ② 子育て環境の整備
- ③ ひとり親家庭の生活支援

青少年の社会参加の促進

- ① 青少年健全育成対策の推進
- ② 青少年の社会参加の促進
- ③ 多世代間交流の推進

障がい者の自立支援

- ① 障がい者の生活支援
- ② バリアフリー化の推進
- ③ 障がい者の社会参加支援

地域医療・健診体制

- ① 医療負担の軽減

公的年金

- ① 年金相談業務の充実

柱 5 情報人

電子自治体の構築

- ① 個人番号制度の普及

現状と課題

- ① 近年、少子高齢化の進行や核家族化によりさまざまな社会問題が発生し、住民のニーズが多様化していることから、専門性を高めるとともに、社会福祉法人などと連携を強化し、村民が必要とする福祉サービスを充実していく必要がある。
- ② 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域の団体、民間企業、社会福祉協議会、村などが主体的に関わり合い、協力することにより、地域の支え合い、助け合いによる共助社会の実現をめざしていく必要がある。
- ③ 地域住民の意識の変化などにより、コミュニティ活動が難しくなっている。コミュニティ活動を活性化するため、自治会等への支援の強化や、地域住民が気軽に交流できる居場所づくりなどの対応が必要である。
- ④ 生活困窮者への支援の充実がはかられていない。社会福祉協議会が生活困窮者を支援する事業を多くの村民に周知し、支援を推進する必要がある。
- ⑤ 民生委員の調査した避難行動要支援者名簿（生活困窮者含）は、村の防災計画に関連させ、関連機関に情報提供し、平常時から要援護者に関する情報を共有し、非常時の迅速な連携を可能にしていく必要がある。
- ⑥ 路線バスの停留所へ出ていくことが困難な高齢者や障がい者等が多いため、公共交通の充実をはかるとともに移動支援事業となる福祉有償運送サービスを促進する必要がある。

基本方針

地域で必要な福祉サービスの拡充に努め、福祉に関わる相談体制を充実させるとともに、地域で支え合える地域福祉活動を促進する。

次代を担う子どもたちおよび要援護者の把握に努め、福祉サービスの充実をはかる。

また、交通弱者といわれる高齢者や障がい者のために、公共交通の充実をはかり、移動支援の拡充に努める。

なお、本方針は社会福祉法第 107 条に規定される地域福祉計画を包含する。



具体的な取組

① 地域における福祉サービスの推進

福祉サービスが必要な住民のために、相談支援体制の充実をはかり、利用者の状況に応じたサービスの提供が受けられるようにする。

② 地域における福祉活動の促進

村民、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体とのネットワークや連携を強化し、地域の見守り活動を推進していく。

また、保健、医療、教育機関などの各分野と連携を密にし、地域福祉活動の促進に努める。

③ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

村民が安心して生活できるようボランティアの育成を含めた住民参加型の社会づくりが求められており、地域活動拠点や集会所の整備や確保が必要となっている。

地域活動に参加するための情報やネットワークを構築し、村民が興味や関心を持つことにより、住民の参加を促進していく。

④ 生活困窮者支援の推進

生活困窮者を援助する、歳末助け合い運動援護金支給、生活福祉資金貸付事業および臨時特例つなぎ資金貸付事業といった貸付の実施等の社会福祉協議会の取組みなどへの支援や、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業との連携等、生活困窮に陥った方々への支援を推進する。

⑤ 要援護者の把握と情報共有

東秩父村地域防災計画の中での災害時要援護者（生活困窮者含）支援の位置付けを行い、実態の現状把握を継続的に更新するとともに関連機関と情報の共有を推進していく。

また、民生委員が行う「災害時一人も見逃さない運動」の活動の一環として、民生委員が該当者と判断した人の名簿を、毎年6月1日現在で整備更新しているが、その継続的な更新および登録の基準、避難所の設定等、防災計画に基づいた対応が必要となる。

⑥ 高齢者・障がい者等の移動手段の確保

バスハブ化計画により高齢者・障がい者が移動しやすい公共交通の充実をはかる。

また、自家用車による有償運送サービスを実施している NPO 団体の指導・育成をはかるとともに、相互連携をさらに強化し、路線バスを利用することが困難な高齢者や障がい者に運転手・車両等を確保する。

高齢者対策

現状と課題

- ① 高齢者の生活支援については、緊急通報システムの設置および配食サービスの補助を行ってきたが、配食サービスの利用者は横ばいとなっている。
今後、単身高齢者、高齢者世帯は増加すると予想されるため、引き続き緊急通報システムや配食サービス等の補助制度を運用していく必要がある。
- ② 高齢者保護について、身寄りのない要保護高齢者や虐待等による保護措置が必要となった場合に
行ってきた措置入所や後見人制度について事例検討が必要である。

基本方針

高齢者が安心して暮らせる生活支援策を追求する。

具体的な取組

① 高齢者の生活支援

単身高齢者の安全のために、緊急通報システムの設置を推進する。また、高齢者が安心して暮らせるように、高齢者向け配食サービスに対する補助を継続するとともに、移送サービス等、さまざまな生活支援策を追求する。

② 高齢者保護措置の適正運用

高齢者への虐待等により保護措置が必要となった場合は、実情にあった措置を速やかに行えるよう、マニュアルの整備、関係機関や地域住民との連携の強化等、制度の適正な運用に努める。

児童福祉

現状と課題

- ① 3歳児未満で保育を希望する家庭のため、平成25年度より1・2歳児の保育を実施。今後は、少子化による入所児童の減少への対応、および一時保育・病児保育等の多様な保育ニーズに対する場の提供が課題としてあげられる。
- ② 小学校放課後に児童が安全に過ごせる場の確保について、公設民営の「和紙の子児童クラブ」があるが、利用児童の状況など小学校と運営団体との積極的な情報交換や連絡調整が求められる。また今後、現在の場所から小学校余裕教室、小学校敷地内および隣接地等への移転を検討の必要がある。
- ③ 少子化に伴い、利用頻度が少なく、老朽化している児童遊園地は、関係者と協議しながら、適宜遊具の撤去や遊園地自体の廃止を進める必要がある。
- ④ 児童虐待の防止について、虐待通報があった場合の緊急対応体制の整備および要保護児童対策地域協議会の充実が求められる。

基本方針

子どもたちが健やかで幸せな生活が送れるように、子育て環境や施設の整備をはかる。児童虐待防止とともに、要保護児童対策を充実させる。

具体的な取組

① 保育体制の充実

0歳児の保育希望に対応するため、城山保育園での実施体制の整備をはかるとともに、村外施設との連携に努める。また、城山保育園の運営形態について、認定こども園への移行を検討していく。さらに、延長保育、病児保育、ファミリーサポートセンター事業等、保育の必要性に対応した検討を行う。



② 放課後児童健全育成

児童の健全育成と安全を確保するため、父母会の運営を推進するとともに、利用者負担が増えないよう施設の改善等「和紙の子児童クラブ」の活動を支援する。

また、学童保育施設を踏まえ、小学校の余裕教育・敷地内設置を検討していく。

③ 児童公園の管理体制

村内児童遊園地の安全点検と修理を隔年で実施する。今後は少子化に伴い、地域と相談協議し、老朽化している遊具の交換または利用頻度の少ない児童遊園地を廃止していく。

④ 児童虐待の防止

平成 26 年度に整備した児童虐待対応マニュアルの職員への周知をはかるとともに、要保護児童地域対策協議会において各機関と連携した対応を推進していく。



健康人

出産支援の充実

現状と課題

- ① 東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、今後の人口減少緩和に向けた施策として、出産支援への施策が内容に盛り込まれた。今後はこの施策の推進を進める。

基本方針

出産環境を充実し、出生数の増加をはかる。

具体的な取組

① 出産時の負担軽減

出産祝い金を支給し出産時の負担軽減をはかる。



健康人

子育て支援

現状と課題

- ① 子育て支援については、子育てサークルが1つのみで、少子化により参加者も減少している。子育て支援センターにおける相談体制の充実が求められる。
- ② 子育て支援センターの運営について、保育士と保護者との連携および保護者同士の連携が課題としてあげられる。また、子育て支援施設以外での子育て支援環境の充実も望まれる。
- ③ ひとり親家庭支援については、対象者が年々増加の傾向にある中、家計の経済的負担の軽減、さまざまな形での相談など、関係制度を活用しながら、さらに支援を強化する必要がある。

基本方針

子育て家庭等に対する支援活動を企画・調整し、子育て家庭等地域全体の子育てを支援する基盤を形成する。

少子化対策として、母親が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備する。また、子どもたちが健やかにのびのびと育つように、児童福祉施策を充実させる。

具体的な取組

① 子育て支援の充実

今後も子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談活動や情報を提供するとともに、子育てサークルの支援等による子育て支援ネットワークづくりを推進する。

また、県内の療育機関と連携し、子どもの発達や個性に配慮した発達支援相談を推進する。

② 子育て環境の整備

子育て支援センターや保健センターで開催される事業を充実させ、参加者同士のつながりをはかり、子育て世帯の孤立を防止する。また、保護者同士の交流が深まりつつあるため、交流事業等を引き続き推進する。

さらに、子どもや親子の集いの場や子育て支援センター事業の実施場所を確保するため、城山保育園、旧落合保育園、小中学校の校庭や体育館、社会体育施設等の開放を推進するとともに、和紙の里や親水公園等の活用を推進する。



③ ひとり親家庭の生活支援

引き続きひとり親家庭（母子または父子家庭）の経済的負担の軽減をはかるため、制度に基づき医療費補助制度・遺児手当支給制度等を活用する。また、ひとり親家庭に対する相談業務や支援体制を充実させる。



青少年の社会参加の促進

現状と課題

- ① 青少年健全育成対策については、青少年相談員の引き受け承諾者がいないため、平成 22 年度以降休止状態にある。今後、相談員を増やした形での活動再開、もしくはそれに代わる新たな活動が求められている。
- ② 青少年の社会活動参加については、各種スポーツ団体や音楽団体によるイベントはあるものの、それらの団体に参加する若者の数が少ない。
- ③ 多世代間の交流については、太鼓愛好会や吹奏楽団は、若者からお年寄りまで一緒になって活動し、地域イベントの重要な一翼を担っている。しかし、その他には若者が参加できる団体が少ないこと、また地域団体の中での世代交代が課題としてあげられる。

基本方針

若者の地域離れが懸念される中、青少年活動の支援、イベント参加の促進、講座や教室の開催などを行い、地域に根ざした青少年の地域活動への参加を積極的に推進して、青少年の健全育成をめざす。

具体的な取組

① 青少年健全育成対策の推進

今後、過去に青少年相談員活動に参加した子どもたちが協議会を復活する兆しがあれば取り組んでいく。

② 青少年の社会参加の促進

個々の団体が共同で取組めるイベントや講座などを計画し若者が参加できる環境づくりを推進する。

③ 多世代間交流の推進

和紙の里文化フェスティバルや村民体育祭等を通じて多世代間の交流をはかる。

障がい者の自立支援

現状と課題

- ① 障がい者の生活をサポートするため、ヘルパーの派遣や移動サービス等を行っている。また、補装具や日常生活用具を給付し、自立の支援を行っている。困難事例の相談等は、相談支援事業所に委託し、解決の手助けを行っている。今後、利用上限時間の検討等利用者の利便性を考慮する必要がある。
 - ② 段差の解消や障がい者用トイレについては、徐々に整備は進んでいるが、オストメイト（*）用トイレはまだ設置されていない。
- * オストメイト：病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を造設した人のことをいう。
- ③ 障がい者の社会支援については、障がい者の自立を促進するため、障がい者福祉団体への活動支援、就業支援、設備の改善、用具提供を行っているが、各種イベント等への参加は数名しか参加していないのが現状である。また就労支援も村内および近隣市町に受入れ事業所が少ないため難しい状況である。

基本方針

障がい者が主体的に活動できるように、適切な支援策を充実するとともに、障がい者も健常者とともに地域社会の一員として自立し、互いに助け合える地域社会をめざす。

具体的な取組

① 障がい者の生活支援

生活相談体制を強化し、適切なサービスの提供等、障がい者に対する支援策を充実させる。また、自動車等燃料費助成や福祉タクシー利用助成を行い、外出支援を行う。

② バリアフリー化の推進

公共施設等のバリアフリー化をはかるため、障がい者用駐車場を示す青色塗装を公共施設中心に今後も設置を推進する。また、スロープの建設や障がい者用トイレの設置を推進する。障がい者用トイレはスペースの確保が必要なため、間取りを考慮しながら順次設置していく。



③ 障がい者の社会参加支援

障がい者の自立を促進するために、障がい者福祉関係団体の活動支援、就業支援を充実させる。また、障がい者が地域社会の一員として地域活動等に積極的に参加できるように、設備の改善、用具提供をはじめ、さまざまな物理的、精神的な支援を行う。

また広報誌や社会福祉協議会等からの情報提供のほか、ソーシャルクラブ等の活用をはかる。

地域医療・健診体制

現状と課題

- ① こども医療費の拡大、および自己負担金がなくなったことにより、医療費の増加が目立つ。医療費制度に基づきこれからも対象者の医療費負担の軽減をはかるための支援が必要である。

基本方針

こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者医療費等の医療助成制度に基づき、対象者の医療費負担の軽減をはかる。

具体的な取組

① 医療負担の軽減

こども医療費、重度心身障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費等の医療助成制度に基づき、対象者の医療費負担の軽減をはかる。

公的年金

現状と課題

- ① 国民年金業務に多くの時間や人員を費やすことは困難であり、専門的な相談員の配置や定例相談日の設定などについては、年金機構と連絡を密にしながら進めていかざるを得ないのが現状である。

基本方針

村民の疑問や要望に対応するため、年金機構と連絡を密にし、年金相談業務の充実をはかる。

具体的な取組

① 年金相談業務の充実

年金制度に対する村民の多様な疑問や要望に対応するため、年金機構との連携を密にしながら対応する。

また、団魂の世代の定年退職に伴う年金受給者の増加に適切に対応できるよう、複雑な年金制度について専門的知識を持つ相談員を配置する。

電子自治体の構築

現状と課題

- ① 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、住基カードから個人番号カードへの転換事務が始まっている。個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス等、将来的には公的機関以外でも利用できることになる。しかし、個人番号カードの普及が進んでいないため、住民に対する啓発をはかる必要がある。

基本方針

多種多様化する行政ニーズに対して、自治体の電子化、民間活力の導入、行政機構の改革、計画行政の強化等を積極的に推進するとともに、費用対効果の視点を重視して、行政の効率化に努める。

具体的な取組

① 個人番号制度の普及

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）により個人番号カードへの公布が始まったことに伴い、自治体サービス、e-tax による電子証明書の発行およびさまざまなサービスに利用するため、普及促進をはかる。

社会福祉協議会



柱1 健康人

地域福祉

- ① 心配ごと相談所の充実
- ② 福祉意識の普及とボランティアの育成
- ③ 社会福祉協議会の充実

高齢者対策

- ① 高齢者の生活支援
- ② 高齢者生きがい対策
- ③ 高齢者の財産管理
- ④ 敬老意識の普及啓発

現状と課題

- ① 心配ごと・不安が増加している社会状況の中で、年12回の心配ごと相談所を開設しているが、相談件数は増加していないのが現状である。利用者の少ない理由を解明し、運営内容等を検討することが必要である。
- ② ボランティア育成について、福祉に関する意識の普及啓発を通じてボランティアの育成をはかっている。
- ③ 社会福祉協議会について、福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保をはかり、福祉サービスの第三者評価体制を導入し、機能の強化充実をはかるとともに、社協の使命や役割を再認識し検討する必要がある。

基本方針

村民が安心して暮らせる社会の実現をめざすため、地域、行政、社会福祉協議会が連携し、地域福祉を推進する。

具体的な取組

① 心配ごと相談所の充実

毎月定期的に心配ごと相談所を開催する。また利用しやすい体制を検討する。

② 福祉意識の普及とボランティアの育成

地域福祉の担い手となる福祉ボランティア育成の啓蒙を継続し、福祉意識の向上と地域福祉の仕組みの形成をはかる。

③ 社会福祉協議会の充実

村との連携をはかりながら、社協の事業推進のため専門職員の研修を充実し、資質の向上をはかる。

高齢者対策

現状と課題

- ① 高齢者の生活支援および生きがい対策については、今後、高齢者および高齢者世帯に対する対応はますます多くなると予想されるが、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようヘルパー派遣をはじめ、高齢者を地域で支え合う体制づくりが課題である。
- ② 高齢者の財産管理については、高齢者世帯や独居老人世帯の財産を管理するサービスを行っていくためには、対象とする世帯等さまざまな課題がある。問題の重要性に鑑み、検討する必要がある。
- ③ 敬老意識の普及啓発については、当分の間、現在の敬老会の実施方法（招待する年齢など）の維持でよいと思われる。

基本方針

高齢者一人ひとりが豊かな人生を実感でき、また、地域の人たちとその豊かさを共感できる社会を築くため、多様な地域活動に参画できる場の充実をはかる。

具体的な取組

① 高齢者の生活支援

高齢者世帯の緊急時対応（どちらかが入院したときの食事の準備、手伝いなどヘルパー派遣）を充実する。

② 高齢者生きがい対策

高齢者が生き生きと社会参加できるように、スポーツや健康づくりなどを通して行う、各種の生きがい対策の充実をはかる。

③ 高齢者の財産管理

高齢者世帯・独居老人世帯対策として、財産管理方法を検討する。

④ 敬老意識の普及啓発

高齢者に対する尊厳と長寿の祝福のために、引き続き敬老会を実施する。

保健衛生課

柱1 健康人

介護環境の充実

- ① 介護保険事業計画の推進
- ② 介護保険事業の推進
- ③ 地域支援事業の推進
- ④ 任意事業の推進
- ⑤ 関連事業の推進

後期高齢者医療制度

- ① 後期高齢者医療制度の運営

地域医療・健診体制

- ① 医療機関との連携
- ② 診療所体制の充実
- ③ 保健センター機能の充実

保健事業の充実

- ① 成人保健事業の推進
- ② 母子保健事業の推進
- ③ 予防医療の充実
- ④ 精神保健の充実

国民健康保険

- ① 国民健康保険制度の安定的運営
- ② 国民健康保険制度の定着
- ③ 保険給付
- ④ 保健事業

柱3 環境人

環境保全

- ① 環境基本計画の策定
- ② 水質汚濁の防止
- ③ 清流再生事業の推進
- ④ 公害防止対策の推進
- ⑤ ゴミ減量化の推進
- ⑥ ゴミ等不法投棄対策の推進
- ⑦ 環境美化運動の推進
- ⑧ 環境にやさしい村づくり

住環境の整備

- ① 生活排水処理基本計画の推進
- ② 合併処理浄化槽の整備
- ③ 浄化槽の維持管理

介護環境の充実

現状と課題

- ① 介護保険事業計画について、第6期介護保険計画に基づく介護予防事業等の実施を進めている。社会保障改革に伴う介護保険制度の大規模改正への対応が必要となる。また地域包括ケアシステムの構築も課題にあげられる。
- ② 介護保険事業について、各事業所と連携した適切な介護サービスの提供を行っているが、施設介護への依存度が高く、給付費が増加傾向にある。
- ③ 地域支援事業について、いきいきサロンやはつらつクラブ等介護予防事業を実施しているが、介護予防事業参加者の固定化や担い手不足が課題としてあげられる。また、男性への参加勧奨も求められる。
- ④ 任意事業について、紙おむつ支給事業実施を取組んでいる。在宅介護に係る家族の理解をさらに進める必要がある。
- ⑤ その他、高齢者健診ならびに保健指導、介護予防事業を実施している。今後増加が予測される高齢者の健康づくり意識の醸成や介護予防の啓発が今後求められる。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域ではつらつと生活し、介護や支援が必要な時には、いつでも適正なサービスが受けられ、また、村民、民間事業者、行政が一体となって、福祉・保健・医療の連携により、安心して暮らせる村をめざす。

具体的な取組

① 介護保険事業計画の推進

介護保険の基本理念である「自立支援」に向けて、情報収集ならびに計画策定体制の整備、NPO、地域ボランティアの育成、地域包括支援センター機能の強化を進める。



② 介護保険事業の推進

介護給付の適正化を推進し、介護サービス提供の確保をはかる。介護予防の充実と居宅介護の推進に取り組む。

③ 地域支援事業の推進

総合的な介護システムを確立するために、要支援・要介護状態になる前からの介護予防サービスの提供を推進する。地域住民を中心としたボランティアの育成および運動教室等介護予防事業の広報周知に取り組む。

④ 任意事業の推進

地域の実情に応じた村独自の発想や、創意工夫に基づく多様な事業を推進する。具体的には、介護給付適正化や家族への支援の充実に取り組む。

⑤ 関連事業の推進

高齢者等の健康づくり意識を高めるため、保健センターと連携した健診や生活習慣の改善と運動の勧奨を進める。

後期高齢者医療制度

現状と課題

- ① 平成 20 年より始まった後期高齢者医療制度について、その運営を後期高齢者医療広域連合が中心的な役割を担い推進している。今後は、被保険者の健診受診率向上と当制度の周知理解が求められる。

基本方針

平成 20 年 4 月 1 日から始まったこの制度について、制度自体の改変状況を見極めながら、制度内容の変更への適切な対応も視野に入れて運営する。

具体的な取組

① 後期高齢者医療制度の運営

国および県の動向を見極め、後期高齢者健診（個別）の導入検討や新規加入者へパンフレットで周知継続する。

地域医療・健診体制

現状と課題

- ① 医療機関との連携について、比企医師会との連携による予防接種、がん検診、妊婦健診等を行っている。今後は、的確な地域医療の確保や救急医療体制の充実が求められる。
- ② 診療所については、その復活に関連した動きが見られるものの、医師の確保が大きな課題にあげられる。引き続き医師会や保健所等との連携を深め、医療情報の提供を受け村民の健康づくりに役立てる必要がある。また、医療機関との連携による適切な医療の確保と救急医療体制の充実が求められる。
- ③ 保健センターについて、健康相談、健康指導、訪問指導および健康診査を実施している。健康長寿サポーターの育成確保が今後求められる。

基本方針

医療関係機関との連携を深め、医療の確保と救急体制の充実をはかる。また、保健センター機能を充実させ、健康づくり事業等を推進する。

具体的な取組

① 医療機関との連携

比企医師会や保健所との連携を深め、医療情報の提供を受け、村民の健康づくりに役立てる。また、医療機関との連携による的確な医療の確保と救急医療体制の充実に努める。

② 診療所体制の充実

診療所の体制を整備するため関係機関と連携強化を行い、医療不安の解消をはかる。

③ 保健センター機能の充実

健康相談、各種運動教室等の充実のための体制整備、その他地域保健に関する事業を推進して、保健センターの機能充実をはかる。

保健事業の充実

現状と課題

- ① 成人保健事業の推進について、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、運動教室、生活習慣病予防事業等を実施してきた。健診受診率の向上および運動教室参加者の固定化が課題としてあげられる。
- ② 母子保健事業について、妊婦健診、乳幼児健診、育児相談、各種教室を実施してきた。今後は、少子化、核家族化、晩婚化の動向に対応した取組が求められる。
- ③ 予防医療について、集団健診、個別健診、育児相談、各種教室を実施してきた。今後は、検診受診率の向上が望まれる。
- ④ 精神保健について、相談事業、家庭訪問等を実施してきた。今後は、社会復帰の促進や自立と社会経済活動への参加へのさらなる取組が望まれる。

基本方針

特定健診やがん検診等の体制の確立をめざして、関係機関との連携を強化しながら、村民の健康づくりのための機会や場の提供に努め、健康保持の増進をはかる。

具体的な取組

① 成人保健事業の推進

村民が自ら健康的な生活習慣を確立できるように、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の保健事業の内容充実にも努める。さらに、生活習慣病に関する知識の啓発や健診、未受診者への受診勧奨の強化、地域の集落センター等で運動教室のできる取組も行う。



② 母子保健事業の推進

少子化や核家族化の中で、ともすると孤立しがちな母親たちに対して、子育て支援センターと連携し、仲間づくりの機会や場の提供事業の充実等、母子ともに豊かな人間関係をはぐくむことのできる環境づくりを推進する。

③ 予防医療の充実

疾病の早期発見・早期治療の発症予防への取組、および疾病予防に対する啓発、健診の受診勧奨、予防接種の勧奨を推進する。

④ 精神保健の充実

相談業務および家庭訪問の充実による自立と社会活動参加への勧奨を推進する。

国民健康保険

現状と課題

- ① 国民健康保険制度の運営について、年々増加する医療費に対する財源等の確保が課題にあげられる。
- ② 国民健康保険制度の定着について、退職によって加入する新規国保加入者への制度の説明・周知の今後さらなる推進が必要である。
- ③ 保険給付について、補助金等の件数・金額の拡充が求められる。
- ④ 保険事業について、特定健診受診率と保健指導受診率の向上が今後望まれる。

基本方針

国民健康保険制度の安定的運営と医療費適正化のため、予防医療、国保税などの財源確保をはかる。

具体的な取組

① 国民健康保険制度の安定的運営

医療費削減のためのジェネリック医薬品差額通知送付や普及・周知をすすめる等、医療費適正化、財源確保、予防医療を推進する。

② 国民健康保険制度の定着

村広報誌、国保だより等の定期発行により、国保制度の周知徹底をはかる。

③ 保険給付

法定給付とともに、人間ドック補助金の当初予算件数を拡充するよう検討する。

④ 保健事業

被保険者の健康保持のため、引き続き衛生会議等を利用し、特定健診の受診等の呼びかけを行う。

現状と課題

- ① 環境基本計画について、策定体制が未整備であり、今後整備が望まれる。
- ② 水質汚濁対策について、合併処理浄化槽村設置事業（314 基）および河川の水質調査を実施してきた。今後、合併処理浄化槽への転換が求められる。
- ③ 清流再生について、槻川をきれいにする会等、美化活動の支援を行ってきた。さらなる推進に向けて、住民意識の高揚が求められる。
- ④ 公害防止について、タブレットによる配信にて推進を行ってきた。不法な野焼きへの対策が今後課題にあげられる。
- ⑤ ゴミ減量化について、資源ゴミの個別回収やゴミ減量化のための広報（タブレット配信）を実施してきた。今後はゴミ発生の抑制と再資源化が求められる。
- ⑥ ゴミ等不法投棄対策について、不法投棄監視事業や不法投棄抑止看板の設置を進めてきた。不法投棄の恒常的な発生が課題としてあげられる。
- ⑦ 環境美化運動について、地域主体のゴミゼロ運動を実施してきたほか、地域づくり事業において花いっぱい運動を展開してきた。今後、環境保全に対する住民意識の高揚が求められる。
- ⑧ 環境にやさしい村づくりについて、太陽光発電システム、エコ給湯システム設置補助事業を進めてきた。今後、財源の確保が課題にあげられる。

基本方針

環境問題は人類の存亡に関わる重要な問題であり、地球規模での取組が必要とされる。とくに低炭素型社会の実現に向けた行動が大切であり、省エネ化、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）施策の推進に努めるとともに、自然環境保全の施策もあわせて推進する。



具体的な取組

① 環境基本計画の策定

地球温暖化対策、廃棄物処理対策などは、生活の利便性を優先し環境に対する配慮について認識が薄かったことに対応するものといえる。これらの問題を解決するため、環境に配慮した循環型社会の構築が必要であり、「地球環境に負荷を与えない村づくり」の指針となる「東秩父村環境基本計画」の策定体制を整備する。

② 水質汚濁の防止

河川の汚濁を防止し、水質を守り、動植物が生き生きと生存できる河川環境を保全するために、生活排水処理対策を推進する。また、合併浄化槽への転換に向けて、広報活動の強化および転換補助金の活用を推進する。

③ 清流再生事業の推進

魚影の美しい槻川をめざし、河川水質調査結果の公表や「槻川をきれいにする会」等が行う放流事業の支援、ヤマメの放流活動の支援を行い、住民意識の高揚をはかる。

④ 公害防止対策の推進

地球規模の環境破壊から環境を守るため、発生源等に対する各種規制、公害の防止を目的とする関係機関に協力するとともに、環境保全に対する住民、企業の意識の啓発やホームページ等による広報活動の充実をはかる。

⑤ ゴミ減量化の推進

村民・事業者・行政が一体となって、再使用、再利用を基本とした環境にやさしい快適な地域社会の実現をめざすため、ゴミ発生の抑制や再資源化等の取組を促進するとともに、ゴミの分別による減量化について、衛生組合とその構成自治体で協議し事業を推進する。また、住民への広報活動の充実をはかる。

⑥ ゴミ等不法投棄対策の推進

法による規制の強化、地域住民への協力要請、現行不法投棄監視員による監視活動を強化し、不法投棄の未然防止と不法投棄されている廃棄物の対策をはかる。

⑦ 環境美化運動の推進

地域を主体としたゴミゼロ運動を推進し、環境保全に対する住民意識の高揚をはかるとともに、花いっぱい運動への財政支援の充実をはかる。

⑧ 環境にやさしい村づくり

環境への負荷の少ない新エネルギー、太陽光発電等の普及促進のための補助制度を推進し、補助金額の増額を検討する。

住環境の整備

現状と課題

- ① 生活排水処理基本計画については、基本計画の見直しを行い、合併処理浄化槽の普及促進を行った。今後は住民意識の高揚が求められる。
- ② 合併処理浄化槽については、合併処理浄化槽村設置（314 基）を進めてきた。今後は合併処理浄化槽への転換が課題にあげられる。
- ③ 浄化槽の維持管理について、適正な維持管理を勧奨してきた。今後、さらなる意識の高揚が求められる。

基本方針

水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策を計画的に推進し、生活環境および水質保全の改善をはかる。

具体的な取組

① 生活排水処理基本計画の推進

水質や、生活環境を守るため、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策を計画的に推進するとともに、啓発、広報活動の強化をはかる。

② 合併処理浄化槽の整備

特定地域生活排水事業による合併処理浄化槽設置基準の緩和に係る見直し、および転換補助金の活用と広報活動の強化を推進する。

③ 浄化槽の維持管理

浄化槽法に基づく生活排水の適正な管理をするため、市町村設置型以外の浄化槽を設置している村民に対する適正な指導と啓発、広報活動の強化を行う。

産業建設課

柱2 産業人

農業の振興

- ① 地域特性を活かした土地基盤の整備
- ② 地産地消型農業の振興
- ③ 環境保全型農業の振興
- ④ 中山間地域農業の振興
- ⑤ 遊休農地活用の仕組み
- ⑥ 新しい生産組織の育成
- ⑦ 就農研修プログラムの開発
- ⑧ 獣害対策

林業の振興

- ① 森林管理道の整備
- ② 広葉樹林化の促進
- ③ 森林の適正管理
- ④ 林業の担い手の確保
- ⑤ 森林機能の保全と活用
- ⑥ 杉・ヒノキの伐採
- ⑦ 森林ボランティアの募集

水産業の振興

- ① 淡水魚の加工・販売

商工業の振興

- ① 企業誘致の促進
- ② 情報通信環境の整備
- ③ 商工団体・活動グループの強化育成
- ④ ホームページを活用した商店等の情報発信

消費者行政

- ① 消費者相談業務の拡充
- ② 消費者問題の啓発

柱3 環境人

環境保全

- ① 多自然型工法の導入

住環境の整備

- ① 飲用水の安定供給の推進

道路網の整備

- ① 道路整備の推進
- ② 県道整備の促進
- ③ 村道管理の充実

河川整備

- ① 河川整備事業の促進
- ② 小河川整備の促進

国土調査

- ① 地籍調査の実施

柱4 交流人

定住促進

- ① 村営住宅の維持
- ② U・Iターナー者の受入促進

景観の維持・創出

- ① 花の名所づくり

観光業の振興

- ① 広域観光ルートの設定と観光マップの作成
- ② 地域の観光拠点の開発
- ③ ハイキング道の整備
- ④ 農産物加工品の開発と直売施設の改善
- ⑤ 工芸品の開発と販売促進
- ⑥ 観光農業の振興
- ⑦ 観光イベントの開催
- ⑧ 都市農村交流の推進
- ⑨ 里山再生事業
- ⑩ 二本木峠・牧場の「花の名所」化
- ⑪ 湧水の活用
- ⑫ 川辺の活用
- ⑬ 憩いの森林整備事業
- ⑭ フィルムコミッション
- ⑮ 観光PRの強化
- ⑯ マスコット、キャラクターの活用

和紙の里整備

- ① 新商品の開発と販路の拡大
- ② 和紙イベントの開催（共同事業）
- ③ 技術後継者の育成
- ④ 「和紙の里」の機能充実
- ⑤ 「和紙の里」経営改善
- ⑥ 研修会館の活用

農業の振興

現状と課題

- ① 土地基盤の整備については、村内に点在する遊休農地がどのような理由で耕作されていないのか実態を把握する必要がある。
- ② 地産地消型農業については、現在販売している「おやき」「まんじゅう」「こんにゃく」などの製造技術を後継者に伝承する手立てを考えるとともに、現在製造に携わっている人たちの意識改革を進める必要がある。
- ③ 環境保全型農業については、家庭より排出した生ゴミなどを堆肥として畑等で利用する方法は有効と考えられるが、同時に、ハクビシンやアライグマ等による被害対策を考える必要がある。
- ④ 中山間地域農業については、西地区の山間地に点在した畑が多く、また、大内沢観光みかん園、花桃は早くから導入され定着している。今後、花卉枝物の通年出荷体制や名所果樹園としての資源活用の改善が望まれる。
- ⑤ 遊休農地活用については、果樹等の苗木の購入や植え替えに対し補助を行っているがPR不足である。
- ⑥ 新しい生産組織の育成については、農業従事者の高齢化により生産組織の存続が難しい状況にある。
- ⑦ 就農支援については、就農希望者がほとんどいないのが現状である。
- ⑧ 獣害対策については、有害鳥獣捕獲事業を実施している。アライグマ等の被害件数は減少したが、引き続き捕獲を継続する必要がある。

基本方針

昨今の厳しい経済動向のなかで、第1次産業の就労者が減り、後継者の高齢化が進んでいる。この状況を打開するため、自然環境や地域特性を活かした村独自の農林業を再構築していく必要がある。生産が小規模である特性を踏まえ、消費者と生産者が直接的に交流する形態の農業を振興するため、観光などと結びつけるとともに、地域の文化や伝統を保持する役割も担う。



具体的な取組

① 地域特性を活かした土地基盤の整備

遊休農地の増加に歯止めをかけるため、農業委員会の活動時間を増やし、遊休農地の実態把握を徹底し、土地活用の検討を行う。

② 地産地消型農業の振興

本村の特性を活かした付加価値の付いた農産物の開発をはかるとともに、少量多品種の作物の振興をはかる。

③ 環境保全型農業の振興

循環型農業を取り入れ、有機栽培の普及促進をはかる。また、アライグマ等に対する被害対策も検討する。さらに、残菜処理について保健衛生課との協議を行い推進する。

④ 中山間地域農業の振興

花卉の切り取り販売や観光果樹園等を観光資源としてPRする。また、年間を通して観光客の誘致をはかる努力を住民が一体となって行う意識改革に努める。さらに和紙の里との観光の一体化を考える。

⑤ 遊休農地活用の仕組み

補助事業を広くPRする。また遊休農地実態調査の情報を共有することで土地活用の検討を行う。

⑥ 新しい生産組織の育成

退職者や農業に興味のある若者達を視野に入れ栽培技術の向上および消費者ニーズに合った農作物の選定や作付けを行い魅力ある講習を行う。

⑦ 就農研修プログラムの開発

退職者等の就農を視野に入れて、対象者に農業研修プログラムを開発する。
急傾斜地等を活かした農業経営について検討を行う。

⑧ 獣害対策

農作物の被害や生活環境被害が拡大していることから、アライグマ・ハクビシン・イノシシ・シカ等の捕獲を農家と連携をはかりながら継続する。

林業の振興

現状と課題

- ① 森林管理道の整備について、主要な舗装が完了している。今後は、既設森林管理道の維持管理に重点をおく。新規路線については、開設は可能であるが一般車両の通行が不能の林道しか整備できない。
- ② 広葉樹林化について、何箇所かに補助事業を導入しているが、植栽する場所の確保が難しいのが現状である。
- ③ 森林管理について、埼玉県中央部森林組合が経営計画を作成したので、間伐事業を行っているが、土地の境界が確定できないため、対象地域の選定に時間を費やしている。
- ④ 林業の担い手について、森林組合と連携して林業従事者の確保・育成を実施しているが、担い手不足である。仕事が厳しく、また危険な作業であるため、募集をしても集まりにくい。体験・各種講習会等を開催し、森林に親しむための環境づくりをする必要がある。
- ⑤ 森林機能の保全活用について、森林サポータークラブにより竹林の伐採を実施した。管理が適正に行われていない人工林があり景観が悪化しているため対策が求められる。
- ⑥ 杉・ヒノキの伐採について、担い手不足により個人では伐採が難しいため補助事業を導入している。
- ⑦ 森林ボランティアについては、埼玉県森林サポータークラブで募集を行っているが、林業関係機関の高齢化に伴い厳しい状況にある。

基本方針

森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整をはかり、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持に努める。



具体的な取組

① 森林管理道の整備

既存の森林管理道の管理体制を強化し、育林家の負担軽減と生活活動の効率化をはかる。

② 広葉樹林化の促進

苗木の補助事業等を導入し広葉樹林化する。また、企業の森づくりの導入も検討する。

③ 森林の適正管理

計画に基づいて、組合と協力をはかりながら、枝打ち、間伐等の保育・管理を実施し、森林の適正な管理と林業の振興をはかる。

④ 林業の担い手の確保

森林組合・ボランティア団体に呼びかけを行いながら、安定的な林業経営を担う人材の育成・確保をはかる。

⑤ 森林機能の保全と活用

間伐事業等を行い適正な管理を行う。管理が適正に行われていない人工林による景観悪化については、組合から組合員に補助事業のPRを行う。

⑥ 杉・ヒノキの伐採

杉・ヒノキが大きくなり、陽があたらない箇所があるので、組合と連携をはかりながら補助事業の活用を実施する。

⑦ 森林ボランティアの募集

森林組合・農林公社・NPO・ボランティア団体等に森林ボランティア参加を呼びかける。

水産業の振興

現状と課題

- ① 淡水魚の加工販売について、近隣のイベントに出店し販売を行っている。加工品については今後検討が必要である。

基本方針

地域のニーズに対応した加工品の販売の推進、養殖等継続的な事業展開を促進する。

具体的な取組

① 淡水魚の加工・販売

清冽な水源を活用した淡水魚の養殖技術の向上、またイベント等で加工品などを販売できるよう促進をはかる。

商工業の振興

現状と課題

- ① 企業誘致について、近隣の自治体に大型の自動車工業が進出したが、関連会社およびその他の企業の参入はない。本村では、水道等の問題により、なかなか誘致が進まないのが現状である。
- ② 必需品となりつつある携帯電話であるが、村内には不通箇所があるので、早急に解消する必要がある。また、平成 22 年度に光ファイバー網が構築されたが、これを多くの村民が活用できるようにするための方策を進める必要がある。
- ③ 商工会の組織強化（事務局・部会別など）に努め、経営力、情報受発信能力を高め、各種融資制度や会員・企業に関する情報提供力を強化し、既存企業の支援はもとより、新規企業の起業を促進する必要がある。

基本方針

地域の商工業を取り巻く状況は厳しさを増しているが、産業振興は村の基本であり、商工団体や行政はさまざまな機会をとらえて情報交換を行い、働く場所を確保し、村民の所得の確保と向上を支援する。

具体的な取組

① 企業誘致の促進

就労の場を確保するため、県と連携をはかり企業誘致の取組をはかる。

② 情報通信環境の整備

新たな産業振興をはかるとともに、村民の利便性の向上のために、携帯電話不通箇所の解消をめざす。

③ 商工団体・活動グループの強化育成

商工会の組織強化に努め、経営指導力等の向上をはかる。

④ ホームページを活用した商店等の情報発信

ホームページを活用して商店や特産物に関する情報発信を行う。
またホームページ等の情報を受け取りにくい情報弱者に対する対応策を進める。

現状と課題

- ① 消費者相談について、平成 22 年度より相談員を配置、平成 24 年より相談日を週 4 日に拡大、さらに平成 27 年より消費生活センターとして新たに窓口を開設した。平成 24 年度 4 件、平成 25 年度 7 件の相談実績である。多様化する詐欺犯罪等により、県内で消費者被害は拡大しているものの、消費生活相談について認知度はまだ低く、相談も少数である。
- ② 消費者問題の啓発について、平成 23 年より「消費者相談窓口通信」を毎月発行配布、さらに平成 27 年 1 月より「消費生活通信」として毎月発行全戸配布しているが、問題意識の低い住民はまだ多い。

基本方針

消費者をめぐる各種被害の防止のため、専門家や専門機関と連携して、消費者の被害防止や対処のための相談窓口機能の強化をはかる。

また、村民が「(生活を守る) 賢い消費者」になるよう、消費者行政という視点から各種施策を積極的に推進する。

具体的な取組

① 消費者相談業務の拡充

さまざまな機会を通して相談窓口の開設を PR する。また、毎月発行している「消費生活通信」を毎月発行して活用し、より細かな情報を住民に届ける。

② 消費者問題の啓発

啓発冊子の全戸配布や広報誌、講演会、村ホームページや「消費生活通信」を引き続き発行し、消費者に対する啓発や情報提供を行う。また消費者の立場から各種の活動について関係機関と連携しながら支援を強化していく。

環境保全

現状と課題

- ① 多自然型工法の導入について、平成2年から国交省が基本方針を定めているが、当村では自然が豊富であるため活用する必要性が少ない。比較的成本が高いため採用する場合は、十分な検討が必要である。

基本方針

村の貴重な資源である自然環境の保全に配慮しながら、快適な住環境の整備を推進する。

具体的な取組

① 多自然型工法の導入

道路や河川等の工事を実施するにあたっては、自然との調和を尊重した上で、自然の体系の保護を重視し、費用対効果や現場の状況に応じて多自然型工法の導入を検討する。

住環境の整備

現状と課題

- ① 飲用水供給について、毎月1回各浄水場末端での水質検査（浄水8カ所・原水8カ所）を委託して実施している。飲料水安定供給のため西地区と東地区を繋ぐ連絡管の整備を、過疎地域自立促進計画に沿って計画的に実施している。また、老朽化施設の改修については、多額な費用がかかるため、施設統合、計画的改修、施設耐震化を含めて検討していく必要がある。

基本方針

安全で美味しい飲用水を安定供給するため、施設の維持管理の充実と改修等をはかる。

具体的な取組

① 飲用水の安定供給の推進

施設統合、計画的改修、施設耐震化を含めて協議、検討する。また、飲料水安定供給のため西地区と東地区を繋ぐ連絡管の整備については、過疎地域自立促進計画に則り計画的に進める。

道路網の整備

現状と課題

- ① 道路整備については、改良が必要な路線や未整備路線を整備する。地権者や地元の理解と協力が不可欠である。
- ② 県道について、県道 11 号線の改築（奥沢地内）および 361 号線の視距改良を進めている。予算の制約等から進歩に時間がかかっている状況である。
- ③ 林道管理については、GIS システム導入により、道路の他に水道や境界確認した箇所が一元化され、今後は道路ストック総点検の点検結果を反映させるか検討中である。

基本方針

生活道路を中心に整備・維持管理を推進する。また、県道の整備等については県に要望する。

具体的な取組

① 道路整備の推進

生活に密着した道路を中心に未改良や危険度の高い道路について計画的に整備する。未整備路線については、用地測量の境界確認の協力依頼、詳細設計の説明等を進める。

② 県道整備の促進

県道の未改良箇所や歩道未設置箇所の整備促進を県に要望する。施工中の工事については、事業の早期完了を県に打診する。

③ 村道管理の充実

村民の日常生活に直結する既存村道について、舗装修繕や排水施設等の機能改善など適正な維持管理を推進する。また、未登記路線についても計画的に解消に努める。

道路等管理の支払いについては、地区ごとの範囲を特定し按分計算を検討する。

河川整備

現状と課題

- ① 河川整備について、水辺再生 100 プラン事業が完了し、現在では維持管理に移行している。槻川小学校前の護岸維持管理については県でも行っているが、整備した箇所は、地元自治体にも協力を要請がきている。
- ② 小河川整備について、現時点では整備の計画はなく、地元からの要望箇所について、対応している。以前は土地改良事業等により補助金で整備ができたが、現在ではそういった補助金がない状況である。

基本方針

生活に密着した箇所から河川を優先的に整備するとともに、維持管理を充実させる。
また、県管理河川等の整備については、県に積極的に要望する。

具体的な取組

① 河川整備事業の促進

災害を未然に防止するため、護岸の崩落箇所等の早期発見に努め、県等の関連機関と連携し、河川整備事業や治山治水事業を促進する。また、整備した箇所は、地元団体と協議し、維持管理業務により対応する。

② 小河川整備の促進

地元からの要望箇所を優先に現場を確認し整備を行う。また、砂防指定地等の県指定区域については、県に整備の要望を続ける。

現状と課題

- ① 地籍調査について、平成 28 年度実施に向けて準備をしている。地権者や地元の理解と協力が不可欠である。

基本方針

境界のわかる土地所有者が高齢化し、山間地を中心に境界確認がますます困難になると予想されるため、できるだけ早期に調査に着手する。

具体的な取組

① 地籍調査の実施

高齢化や転出者の増加に伴い、土地の境界があいまいになる事態を未然に防止するため、国土調査法に基づく地籍調査を実施し、土地の境界を明らかにする。また、広報・タブレットを通じて、地籍調査の必要性を説明する。

定住促進

現状と課題

- ① 村営住宅について、公営住宅法に基づく収入基準があり、限られた人しか入居資格がない。また、立地条件も悪く、古い住宅ではなかなか入居希望者が出てこない。
- ② UIターン者の受入促進について、空き家バンクを開設し、物件登録数4件、利用登録件数3件となっている。物件成立までにはまだ至っていない。

基本方針

転出者を減らすとともに転入者を増やし、人口の減少を少しでも食い止めるため、村営住宅の整備、空き家および農地等の有効活用を促進する。

具体的な取組

① 村営住宅の維持

村営住宅の維持改善を計画的に進める。建設年度が古い住宅が多いため今の環境にあった整備を検討する。

② UIターン者の受入促進

本村の恵まれた自然環境の中での地産地消、安心・安全な生活、スローライフの楽しさ等の情報を発信することにより、村外からの移住者や定住者の受入れを促進する。

併せて空き家バンクの周知も行う。

景観の維持・創出

現状と課題

- ① 二本木峠の山つつじ・花桃の郷・虎山の千本桜・白石のあじさいなど花の名所づくりに取組んでいる。二本木峠の山つつじは企業の森事業を実施し、下草刈り等の管理を行っている。また、花桃の郷や虎山の千本桜、白石のあじさいは地元で管理しており、二本木峠の山つつじ以外は地元での管理となっている。どの場所も交通が不便なため集客層が限られ、場所によっては駐車場も限られており問題がある。

基本方針

村内各地域の特性を活かした花と緑の環境整備を行う中で、住民相互の連携を強めるとともに、花の名所を中心に人を惹きつける地域づくりを進める。

具体的な取組

① 花の名所づくり

村民と行政の協働により、各地域に四季折々の花の名所を整備し、美しい景観を維持、創出することにより、新たな観光資源としての活用をめざす。散策道の他に、休憩施設や駐車場および進入道等を整備し、観光客が訪れやすい環境に整備する。

下草刈り等日々の管理についても、企業の森事業での実施と地元管理を継続する。

観光業の振興

現状と課題

現在の入込客の拡大と村全域への展開をはかる必要がある。そのためには、「和紙の里」、「JA 埼玉中央秩父村直売所」を拠点として、「みかん園」などの観光農園や「白石キャンプ村」や花の名所などの観光資源の掘りおこしを進めるとともに、集客力のあるイベントの工夫や、効果的な情報発信をする必要がある。

- ① 村内観光施設・場所を網羅するパンフレットの作成、また「和紙の里」を観光拠点とした情報発信を行っているが、各観光箇所への移動は自動車が必要であり、歩いてルート散策できる箇所が限られている。
- ② 花の名所づくりも徐々にではあるが、地元住民と取り組んでいる。休耕地などに地域で計画し植栽しているほか、その管理も地域で実施している。
- ③ ハイキング道については、夏期にかけてハイキング道の草刈作業を実施。また腐食している道標などを交換する等整備は進めているが、トイレ表示など案内表示が不足している箇所がある。
- ④ 観光客向けの農産物加工品については、プラムやみかん、こんにゃくなどの加工を行っているが、それ以外の農産物の加工ができていない。
- ⑤ 観光客向けの工芸品については、商工会などと連携し新たな商品開発に取り組んでいるが、村内業者で開発を担当できる業者が少数であり、村内開発が難しい。
- ⑥ 「みかん園」は定着しているが、集客も単発的で相互の連携が弱い。他種目、多品種の導入を進め、長期間の集客が望める農園づくりを進める必要があり、後継者問題も深刻になっている。
- ⑦ 観光イベントについては、和紙の里ギャラリーでの定期的な展示会や、中庭での即売会、さらには和紙の里文化フェスティバルの開催や地域ごとにイベント（花桃まつり、桜まつり等）を行っている。和紙の里内で開催しているイベントおよび地域でのイベントに関しては、情報発信不足が顕著であるが、駐車場の問題もあり、大々的な PR が難しい。



- ⑧ 都市農村交流については、体験ツアー（紙漉き体験・そば打ち体験・みかん狩り）の開催および村コンの共催を行ってきた。交通も不便なため集客層に限られる、駐車場問題等があげられる。
- ⑨ 里山再生については、県道沿いの杉・ヒノキの皆伐を推進しているが、個人での伐採が困難である。
- ⑩ 二本木峠・牧場の「花の名所」化については、企業の森事業でヤマツツジを植栽している。牧場についてはポピーが有名になっているが、ポピー祭りの際には駐車場が不足している。また、二本木峠にあるキャンプ村は使用していた沢の水が枯れ水源がないため休止中となっており、その跡地活用を検討する上で水問題への対応が必要である。
- ⑪ 「東秩父のおいしい水」については前期計画期間内に商品化した。湧き水活用については、村内各所に湧水があり人気があるものの、水質検査を実施していない。
- ⑫ 川辺の活用については、整備は終了している。川辺の整備と管理が必要になっている。
- ⑬ 憩いの森林整備事業については、毎年企業の森で下草刈りを実施しているが、実施する箇所を確保するのが難しい。
- ⑭ フィルムコミッションについては、テレビ撮影の話はあるものの決定まで至らない。撮影者側の求める状況が本村状況に合わない場合が多く、あまり誘致が進んでいない。
- ⑮ 観光 PR については、村外のイベントに参加し PR 活動を実施している。ユネスコ無形文化遺産登録を受けて入込客は増加傾向にあったが、登録 1 年で落ち着いてきている。さらに和紙の里を拠点に観光 PR を実施しているが、周辺散策手段が限られている。また、チラシの配布等、定期的な PR 活動が不足している。
- ⑯ マスコットキャラクターについては、着ぐるみを作成し、「わしのちゃん」は徐々に各方面で浸透しつつある。キャラクターグッズも 5 種類作成したものの、Tシャツ・ポロシャツについてはサイズにより在庫がなくなってきている。
- ⑰ 今後どのようなグッズを作成したら村の PR に繋がるか、知名度を PR できるかなど、他町村のグッズの種類や販売価格、販売方法についての情報収集に努め、販売数増加をはかるため、新たなグッズを作成する必要がある。また、ユネスコ登録をきっかけに、キャラクターの活用方法および販売方法についても商工会と連携するなどして協議することが不可欠である。



基本方針

本村の産業振興の主軸のひとつとして、農林水産業、商業、各種文化活動など多様な分野の産業や活動の相互連携をはかりながら、地域の資源や環境を活かした新しい観光産業を振興する。

具体的な取組

① 広域観光ルートの設定と観光マップの作成

遊歩道を整備するなどして、散策箇所を増やし、観光のルート化をはかる。また、公共バスとの連携をはかり、移動しやすい環境を整える。他町村のイベントに参加し PR 活動を推進する。

② 地域の観光拠点の開発

観光施設の整備や機能強化をはかり、地域住民による花の名所づくりや地域の資源を活用した観光地づくりに取組むとともに、自然を活かした観光の PR を行う。

③ ハイキング道の整備

安全に歩けるハイキング道の整備をめざし、草刈り作業および道標の整備を継続する。

④ 農産物加工品の開発と直売施設の改善

農産物販売所等におけるサービスの向上や設備の改良・流通・販売機能の拡充に取組む。加工については、柴加工場の活用を検討する。

⑤ 工芸品の開発と販売促進

商工会・和紙の里と連携をはかり、和紙製品・工芸品等の開発に努める。

⑥ 観光農業の振興

農業農村交流体験による都市農村交流を促進し、農村の担い手や後継者対策を推進するほか、農園の案内看板の設置および退職者等を農業後継者として活用する方策を検討する。また、和紙の里を拠点としての観光農業の情報発信を行っていく。

⑦ 観光イベントの開催

既存のイベントを充実発展させるとともに、集客力のある新しいイベントを開発する。ホームページならびにタブレット、ポスター、チラシなどでイベントを PR する。

また、和紙の里を含め駐車場整備を進め、駐車場が確保されるよう検討する。

⑧ 都市農村交流の推進

農村の暮らし体験ツアーの開催や都市と農村の交流事業を推進する。



⑨ 里山再生事業

森林サポータークラブ・地域計画により伐採を行う。また、補助事業を活用して整備する。

⑩ 二本木峠・牧場の「花の名所」化

キャンプ村跡地については、水源確保を模索するとともに、現在設置している水がなくても設置可能なトイレを増設し、山つつじの散策客およびハイキング客が利用しやすいトイレにする。牧場のピーについては皆野町・牧場と協議しながら今後の運営管理を継続する。

⑪ 湧水の活用

今後のPRも見据え水質検査を検討する。

⑫ 川辺の活用

地域計画および県事業で整備を継続して実施する。

⑬ 憩いの森林整備事業

広葉樹の森の整備、道路沿いへの広葉樹の植林、秩父高原牧場内への広葉樹の植林を、補助事業を導入して実施する。

⑭ フィルムコミッション

テレビや映画等、撮影ロケ地としての提供、協力を埼玉県および関係者へ働きかけるとともに、村民へも協力を依頼する。

⑮ 観光PRの強化

和紙の里、観光農園をはじめ、観光資源を紹介しつつ、「観光の村東秩父」をPRし、より集客率が向上するイベントの定期的な計画実施を検討する。

また、イベントだけでなくパンフレットやチラシを継続的に東武鉄道等に配架を依頼するなどし、常時のPR活動を検討する。ホームページ、観光イベント、観光キャンペーン以外に、マスコミを活用した観光情報の発信を検討する。

⑯ マスコット、キャラクターの活用

魅力があり活用度のあるキャラクターのグッズを制作し、村のイベント等で活用するほか、村内商店および村外観光施設等でのキャラクターグッズの販売を検討する。また、村内事業所と連携し、お菓子などのキャラクター入り商品を積極的に開発し販売するよう協議していく。

和紙の里整備

現状と課題

- ① 和紙の里では、自社商品を作成し和紙の里の独自のお土産品となっているが、引き続き和紙製品の開発に努め新しい販路拡大に向けての営業が必要である。
- ② 和紙イベントについて、今後は、定期的なイベントの開催が求められる。
- ③ 手漉き和紙職人については、深刻な後継者不足により、研修生はいるものの「技術者」は数名となっている。また、指導者の育成も必要であるため、和紙の振興を担う後継者としての技能を修得する方への補助が必要である。
- ④ 「和紙の里」については、観光案内の拠点として機能充実が求められる。
- ⑤ 「和紙の里」の経営については、全体的に改善されているものの、さらなる改善が求められる。また、人手不足により営業活動が低下しており、PR 活動の強化、情報発信手段の効率化、受入れ体制の強化充実をはかることが喫緊の課題である。
- ⑥ 研修会館については、懇親会・会議で活用されているものの、さらなる PR 活動が必要である。

基本方針

和紙の里を、本村の観光拠点、情報発信基地（観光資源、特産品、伝統芸能、各種イベント等の情報）と位置づけ、入込客の増加、観光農園・関連産業（フィッシングセンター・キャンプ場等）への波及をはかる。

具体的な取組

① 新商品の開発と販路の拡大

和紙を使用した新製品の開発に努め、「和紙の里」における販売以外にも、各種イベント会場での PR や展示販売など販路の拡大をはかる。専門の営業スタッフの雇用も検討する。

② 和紙イベントの開催（共同事業）

小川町・小川和紙工業協同組合・細川紙技術者協会との連携をはかりイベントの開催を検討する。



③ 技術後継者の育成

関係機関との連携をはかり紙漉き技術保持者の育成に取り組む。

④ 「和紙の里」の機能充実

和紙の里を、観光情報を発信する総合案内所として位置づけ、そのための機能強化をはかるため、JA 農産物直売所の移転・トータルサポートセンターの整備等により、「体験」・「買う」・「食べる」それぞれの施設整備および充実をはかる。また、和紙に特化した特色のある交流活動を行う。

⑤ 「和紙の里」経営改善

従業員研修を定期的 to 実施し、おもてなし意識を高める。社会科見学、紙漉き体験などの売込みをはじめ、営業活動の強化をはかる。

⑥ 研修会館の活用

イベントや展示等を実施し、利用者の増加をはかる。

教育委員会

柱6 知恵人

生きる力を伸ばす教育の推進

- ① 教育内容の充実
- ② 情報化に対応した教育の推進
- ③ 国際性をはぐくむ教育の推進
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 教育相談体制の充実

教育環境の整備

- ① 学校施設の整備充実
- ② 学校保健・学校給食の充実
- ③ 児童・生徒の安全確保
- ④ 学校規模の適正化

生涯学習の推進

- ① 基本的人権を尊重する教育の推進
- ② 生涯学習の推進
- ③ 活動支援の充実と指導者の育成
- ④ 情報収集・提供の充実

社会教育施設の整備

- ① 社会教育施設の整備充実
- ② 図書館の充実

スポーツ活動の推進

- ① 一人一スポーツの推進
- ② スポーツ活動組織の充実
- ③ スポーツ指導者の養成

スポーツ施設の充実

- ① スポーツ施設の整備充実
- ② 施設管理の充実

新しい文化の創造

- ① 文化活動の推進
- ② 文化活動団体の組織化と支援
- ③ 文化的イベントの開催

地域文化の醸成

- ① 指定文化財の管理
- ② 文化財の普及・啓発
- ③ 指定文化財技術保持団体の保護・育成
- ④ 文化財調査と資料収集
- ⑤ 地域の伝統文化の保存と活用
- ⑥ 「ふるさと文化伝習館」の整備と活用

生きる力を伸ばす教育の推進

現状と課題

- ① 教育内容について、教科支援員等を配置し学力向上に取り組んでいる。今後は児童生徒のさらなる学力・体力の向上が望まれる。
- ② 情報化への対応について、小中学校ともに教育用パソコンの整備を完了した。今後は、最新の教育用 IT 機器に対応した教育の推進をはかる。
- ③ 国際性をはぐくむ教育について、埼玉県 JET プログラムを活用し、英語教育の充実をはかっている。中学生海外派遣は平成 26 年度で終了した。今後は、国際化社会に対応できる人材育成が求められる。
- ④ 特別支援教育の推進について、小中学校に特別支援学級を設置した。また、教科支援員を配置してきめ細やかな支援を行っている。今後は、一人ひとりに応じた教育支援の充実をはかる。
- ⑤ 教育相談体制について、スクールカウンセラーおよびさわやか相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整えている。今後は、児童生徒や保護者からの相談に迅速に対応し、いじめや不登校を早期に防ぐ。

基本方針

情報化や国際化が進む中で、複雑で多様な新しい時代に自ら適応し、たくましく生きる個性豊かな子どもたちを育てる。

学校・家庭・地域の連携をさらに深め、村の自然環境や伝統文化を活かした特色ある教育を推進する。

具体的な取組

① 教育内容の充実

「生きる力」をはぐくむことをめざし、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めるため、児童数の減少に対応した学校教育の充実をはかる。また、基本的な生活習慣や学習・運動習慣を身につけさせ、学力・体力の向上をはかる。



② 情報化に対応した教育の推進

高度情報化社会に対応できるように、必要に応じて教育用 IT 機器の整備を行う。

③ 国際性をはぐくむ教育の推進

国際化が進展する社会に対応できるよう、国際理解教育を進めるとともに、英語の基礎能力を培うため、外国語指導助手をさらに活用し、児童生徒の語学力の向上をはかる。

④ 特別支援教育の充実

必要に応じて特別支援学級を設置し、きめ細やかな教育支援を行う。

⑤ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラーおよびさわやか相談員を継続して配置し、相談体制の充実をはかる。学校・家庭・地域の連携による開かれた学校づくりが求められている。

教育環境の整備

現状と課題

- ① 学校施設については、配水管について一部の工事が行われている。鉄柱管を使用しているため、交換する必要がある。また、施設の老朽化により雨漏りが出ている。応急措置的な工事を行っているが、大規模に工事を行わないと根本的な問題解決にならない。
- ② 学校保健・学校給食については、養護教諭および体育担当教員により、体力の向上等、規則正しい生活が身につくよう取組んでいる。また、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を行っている。今後は、規則正しい生活習慣や運動習慣を身につけ、児童生徒の保健衛生の向上および体力向上をはかるとともに、食材の地産地消の推進と、安心安全の給食の提供を進める。
- ③ 児童生徒の安全確保については、校舎および体育館の耐震工事を小中学校ともに完了した。また、スクールガードが下校時に見守り活動を行っている。今後も、登下校時等の安全を確保するために、地域との協力をはかり、防犯体制を強化することが求められる。
- ④ 学校規模の適正化について、平成 25 年度に東西小学校の統合を行った。今後の入学児童数の減少によっては、複式学級となる可能性がある。

基本方針

児童・生徒が安心して、快適に利用できる環境づくりを進めるため、学校施設の整備充実をはかる。児童数の減少に対応するため、学校規模の適正化をはかる。

具体的な取組

① 学校施設の整備充実

学校教育を充実するため、施設・設備および教材備品等の整備充実をはかり、安心・安全・快適な学校環境づくりを進める。



② 学校保健・学校給食の充実

児童・生徒の基礎体力の向上、規律ある生活習慣の獲得をめざし、自ら健康な身体を維持できる能力を養うための健康・安全教育を推進する。

学校だけでなく、家庭でも規則正しい生活習慣を身につけるよう協力体制の充実をはかる。

③ 児童・生徒の安全確保

児童・生徒の安全を確保するために、スクールガードの活用、集団登下校の実施、安全指導の充実をはかる。現在、スクールガードが行っている下校時の見回り活動を継続し、学校・家庭・地域で情報の共有等の連携をはかる。

④ 学校規模の適正化

児童数の減少傾向の中で、今後の入学児童数の推移を検討する。

生涯学習の推進

現状と課題

- ① 人権に関する教育について、偏見や差別問題に対する正しい知識と認識のための啓発として、毎月、広報誌に「人権シリーズ」を掲載している。また、基本的人権・同和問題啓発指導者養成講座を開催しているが、参加者および内容が固定傾向にあり指導者の育成が十分でないのが課題である。
- ② 生涯学習について、実務や専門的知識を身につける各種講座・教室等を開催している。今後はボランティア活動への育成に働きかける必要がある。また、村民のニーズを適切に把握し、従来の学習体系と学習内容の見直しを行いながら、事業の拡充をはかる必要がある。さらに生涯学習に対して関心が薄いとされる男性や若い世代など幅広い年齢層の参加の促進も課題にあげられる。
- ③ 活動支援の充実と指導者の育成については、公民館講座等からサークル活動へとスムーズに移行できるよう支援等を行っている。今後は近隣市町村と連携し、情報交換会や講習会への参加を促すよう働きかける必要がある。
- ④ 情報収集・提供の充実について、村民が必要とする情報や資料を村ホームページやタブレット等を活用・提供している。今後はホームページやタブレットを活用し、情報を常に発信していく必要がある。

基本方針

「コミュニティセンターやまなみ」を拠点とし、村民のニーズを生かした生涯学習の推進に努めてきた実績を踏まえ、今後も広く豊かな生涯学習を提供し、学習情報の収集に努め、村民の主体的な学習活動の支援を推進する。

具体的な取組

① 基本的人権を尊重する教育の推進

人権尊重の精神を生かした幅広い参加型の学習の場を設け、基本的人権を尊重する体制づくりを積極的に推進する。



② 生涯学習の推進

幅広い年齢層の参加を促すとともに、誰もが気軽に参加できる環境を整備する。
また、ボランティア活動への育成講座の開催を行い、幅広い年齢層の参加の促進を進めていく。

③ 活動支援の充実と指導者の育成

近隣市町村と連携をはかり情報交換を行いながら、講座内容の充実をはかる。

④ 情報収集・提供の充実

ホームページやタブレットを活用し、村民が必要とする情報を随時提供する。

社会教育施設の整備

現状と課題

- ① 社会教育施設の整備について、施設および備品等の老朽化が進んでいるが、図書館の改修や定期的に備品等の買替え等を行っている。今後は自発的に参加できる社会教育活動の場や学習・情報の拠点となる社会教育施設の整備充実のほか、各地域の施設を利用し地域住民が参加しやすい環境が求められる。
- ② 図書館について、定期的に図書を購入し、図書資料の拡充および新刊図書の充実に努めている。今後はニーズにあった施設等整備や機材の充実をはかるとともに図書館利用者の増加が望まれる。

基本方針

生涯の各期に応じて絶えず自己啓発を続けるための学習環境の整備をはかる。広域的な社会教育推進の視点に立って、自発的に参加できる社会教育活動の場や学習・情報の拠点となる社会教育施設の整備充実をはかる。

具体的な取組

① 社会教育施設の整備充実

村民のニーズに応じた生涯学習活動を推進するため、施設整備や機材の充実をはかる。

② 図書館の充実

広報等を活用しながら図書館利用者の増加に努めていくとともに、幅広い年齢の方々が活用できる図書資料の拡充、新刊図書の充実はかる。

スポーツ活動の推進

現状と課題

- ① 一人スポーツの推進について、村民体育祭、球技大会等を開催のほか、広報誌に「ながらスポーツ」の紹介記事を掲載している。村民体育祭、球技大会を通じて村民一人ひとりがスポーツに参加できるよう推進しているが、地域、年齢等により温度差がある。
- ② スポーツ活動組織について、比企郡体育協会等と調整しながら、自主運営に向けての情報共有を行っている。人口の減少などにより各団体が維持できない状況がある。
- ③ スポーツ指導者育成については、体育協会と連携し、普通救命講習会を実施しているが、指導者、審判員等担い手が減少している。

基本方針

村民の体力向上、健康増進をはかるために、体育協会、スポーツ少年団、体育指導委員会等の活動を充実し、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに参加できる環境づくりを推進する。

具体的な取組

① 一人スポーツの推進

村民それぞれが、体力、興味等に応じて自分にあったスポーツに参加できる環境づくり、コミュニティづくりを行い、また、日常生活の中でスポーツに取り組める「ながらスポーツ」を推進する。

② スポーツ活動組織の充実

スポーツ活動組織の充実と専門的技術の向上をはかるために、各種スポーツの支援や団体組織の自主的な運営を促進する。

③ スポーツ指導者の養成

体育協会、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員等と連携し、各種講習会、研修会の参加促進をはかる。

スポーツ施設の充実

現状と課題

- ① スポーツ施設の整備について、テニスコート照明の整備を行った。今後は、ふれあい広場等の整備の充実や学校施設の積極的開放が求められる。
- ② 施設管理については、修理や買替えが必要な場合には、事故等が起こる前に対応している。今後は、安全に使用できるよう、既存施設の維持管理を行っていく。

基本方針

村民の幅広いスポーツ活動の場を提供するため、既存のスポーツ施設の適正な維持管理に努め、誰もが気軽に楽しく安全に活動できる環境づくりを推進する。

また、学校施設の開放を推進し、利用しやすい環境づくりを推進する。

具体的な取組

① スポーツ施設の整備充実

村の地域スポーツの拠点である、「ふれあい広場」の整備充実をはかり、健康づくりとスポーツを楽しむ活動の中心としての機能強化を推進する。また、学校施設をスポーツ団体が利用するために、今後も村民に広く開放することで、生涯スポーツ活動の充実をはかる。とくに室内スポーツ活動の充実のため、学校体育館の開放を推進する。

② 施設管理の充実

安全なスポーツ活動を推進するために、既存スポーツ施設の補修等維持管理を行う。

新しい文化の創造

現状と課題

- ① 文化活動について、地域の特性、趣味趣向を生かした文化活動を活性化するため、和紙の里文化フェスティバル等での発表を行っているが、発表の場の開催回数が少なく、文化活動団体の活動支援には不十分である。
- ② 文化活動団体について、その連携をはかるために和紙の里文化フェスティバル等での発表の機会を推進している。各種文化活動団体の活動が行われているが、文化活動全体を互いに見る機会が少なく、連携は不十分といえる。
- ③ 文化活動を活性化するため、和紙の里文化フェスティバル等で発表の機会を推進し、各種文化団体の連携強化をはかっているが、発表の場の開催回数が少なく、文化活動団体の活動支援には不十分である。

基本方針

地域の特性や教養・趣味を生かした文化活動を活性化するため、各種団体の育成充実をはかり、文化イベント等を開催する。

具体的な取組

① 文化活動の推進

住民が、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを得て、豊かな生活を送ることができる芸術・文化活動の充実をはかる。

② 文化活動団体の組織化と支援

各種文化団体の活動に対する支援を行い、団体相互間の連携と組織強化をはかるとともに、各種団体を統括する組織づくりを推進する。

③ 文化的イベントの開催

「和紙の里創作美術展」の開催や比企地域の公民館祭り等への参加を推進し、文化活動の育成のための各種講座・教室を開催する。また、芸術文化観賞会を充実し、住民の芸術文化の高揚をはかる。

地域文化の醸成

現状と課題

- ① 指定文化財の管理について、指定文化財標柱の設置を行ってきた。指定文化財の老朽化が目立ち、保存修理費が今後増加すると推測される。また、指定文化財に指定されているが文化財標柱が立っていないもの、老朽化が目立つものがある。
- ② 文化財の普及・啓発について、公民館事業との連携として「歴史探訪講座」を実施したほか、学校教育連携事業として、小中学校において「ふるさと講話」を行い、東秩父村のよさや歴史を学ぶ事業を展開してきた。さらに、村の歴史と文化財ガイドボランティア養成は、村の歴史等の基礎的学習段階でありボランティア養成講座を開催した。今後は、村の歴史、文化財マップおよび細川紙関係のパンフレットが望まれる。
- ③ 指定文化財技術保持団体の保護・育成について、細川紙技術者協会が実施している後継者養成事業に対して補助金を交付し、手漉き和紙の製作技術の保護・育成をはかっている。今後、指定文化財技術は少子高齢化により伝承活動がさらに困難となることが予想される。また、特に手漉き和紙の製作技術者の高齢化が著しく、後継者不足が深刻である。さらに、手漉き和紙の技術保存継承には、新たな商品価値を生み出すことも一つの手段であるが、早急に創出することは難しいのも現状である。
- ④ 文化財調査と資料収集について、村内の古文書および村の伝統産業である竹縄および和紙関係資料、村所蔵貴重歴史資料の整理を行っているほか、村文化財保護審議委員による村内指定文化財の現状調査を行っている。文化財調査と資料収集は地域文化財の保存と活用をはかる上での基礎資料となるものであるが、村内には埋蔵文化財、古文書のほか指定されていない文化財が存在し、調査が十分に実施できていないのが現状である。
- ⑤ 地域の伝統文化の保存と活用について、郷土芸能や年中行事である獅子舞、神楽、神送り行事等、地域に根差した保持団体5団体に対して活動費補助を行い、保護・育成をはかっている。指定文化財だけではなく、郷土芸能や年中行事の保存は、地域の人々によって保存継承されてきたが、後継者不足などから継承が困難な状況にある。また、獅子舞、神楽、神送り等の伝統文化である無形文化財は、少子高齢化により伝統文化継承者不足である。
- ⑥ ふるさと文化伝習館については、年2回の展示替えを実施し、比企地区文化財振興協議会（比企地区の市町村教育委員会文化財担当で構成）の巡回文化財展を毎年実施しているが、細川紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより、来客者が増加している。さらに和紙の里文化フェスティバルを機に現在、細川紙関係の展示を行っている。



基本方針

本村の歴史や風土の中で育まれてきた年中行事・伝統芸能・文化財などのさまざまな特色ある生活文化は、村民の心のふるさとであり、生活と密着した伝統的な文化である。この貴重な伝統文化を正しく保存継承することに努める。

あわせて現代の社会状況に対応した、新しい文化の創造に努める。

具体的な取組

① 指定文化財の管理

国・県費補助事業を活用し、その他文化財保護団体等の助成金を有効に活用して指定文化財の管理に努めるほか、文化財保護審議委員と連携し、指定文化財の現状確認に努める。また、標柱が立っていないものを優先的に設置していく。

② 文化財の普及・啓発

村民が文化財を身近に感じ、理解と認識を深めるために、指定文化財の標柱・説明板設置を計画的に進める。

「村の歴史と文化財ガイドボランティア養成講座」等を開催し、村の歴史、文化、観光などを案内するボランティアを育成する。

村の歴史や文化財についての情報発信として、村のホームページを充実させる。

③ 指定文化財技術保持団体の保護・育成

公民館講座等の連携により、村の歴史講座を継続的に開催し、村の歴史文化財についての普及・啓発を推進する。今後も技術保持団体との協力を強化し、また全国重要無形文化財保持団体協議会との意見交換をさらに充実させ、諸課題の解決をはかっていく。

竹縄製作技術の継承については、全村を対象とした保護育成をはかる。

④ 文化財調査と資料収集

文化財調査と資料の収集は地域文化財の保存と活用をはかる上での基礎資料となる。継続的な調査を実施し、その成果を刊行物だけでなくインターネットでも公開を進め、広く村の歴史・文化財を発信するよう取組む。

⑤ 地域の伝統文化の保存と活用

地域の郷土芸能や年中行事である獅子舞、神楽、神送り等の伝統文化は、地域文化の振興のほか、青少年育成などの教育面からも重要な資源であり、保護保存・継承に努める。このため、活動団体に対する後継者養成のための補助金制度を継続させ、村のイベント等開催時に伝統芸能披露の場を多く設定する等、やりがいのある企画を進める。

さらに、地域の郷土芸能や年中行事である獅子舞、神楽、神送り等の DVD 等での記録を検討する。



⑥「ふるさと文化伝習館」の整備と活用

ハード面では、入館者が利用しやすいよう施設を改善する。ソフト面では企画展、特別展の年間を通じた開催を実施し、繰り返し訪れたくなる施設づくりを進める。

また、学校教育の内容をより把握し、児童生徒の入館者数を増加させるために展示内容の充実をはかりながら、ニーズを調査分析し、企画展等を実施していく。

■ 資料編



基本方針

1 目的

第5次総合振興計画後期基本計画である「私たちの課の仕事」が平成27年度に満了することから、第5次総合振興計画後期基本計画を策定するための基本方針を定める。

2 期間

第5次総合振興計画としての新東秩父村づくり基本構想の期間は、平成23年度から平成32年度まで、同前期基本計画は平成23年度から27年度まで、同後期計画を平成28年度から平成32年度までとする。

3 計画策定の基本方針

- (1) 第5次総合振興計画前期基本計画で達成し得なかった施策については見直しを行い、現在の状況に合わないものは大胆に修正、縮小、廃止をめざし、必要なものは、継続して、推進します。
- (2) 将来の財政状況を十分に勘案し、財政とリンクさせた実効性のある事業内容をめざします。
- (3) 長期的な視野に立った計画づくりを進め、将来の市町村合併も見据えた計画をめざします。
- (4) 計画の達成状況が具体的に把握できるように、数値目標などを考慮します。
- (5) 計画策定にあたって、15歳以上の全住民を対象とした住民アンケートにより、住民の声を出来る限り計画内容に反映させます。
- (6) 計画推進の直接的な担い手である役場職員の経験や知識を十分に活用するために、各課のヒアリング等を通して具体的な施策の立案に努めます。



4 計画策定体制

(1) 住民参加

構想および計画の段階から村民の意向の把握を十分行うため、次の対応を行う。

① 東秩父村総合振興計画審議会の設置

東秩父村総合振興計画審議会条例第2条の規定により設置する。

② 住民アンケートの実施

平成27年6月1日時点の村内全世帯（1,096世帯）を対象にアンケート調査を実施し、住民の意向を把握する。

③ その他、必要と思われるものについて、実施可能な範囲で住民意見の参加をはかる。

(2) 庁内体制（職員参加）

① 東秩父村総合振興計画策定委員会

庁内における原案作成の最高機関として、課長級以上の役職者をもって組織し、最終的な総合調整をはかる。

② 東秩父村総合振興計画企画委員会

原案策定のプロジェクトチームとして、各課等から主幹・主任級の職員を中心に組織し、総務課長が代表する委員会とする。本総合振興計画策定に必要なスケジュールの策定など細部の作業についてはこの委員会で定める。

③ 各課ヒアリング等

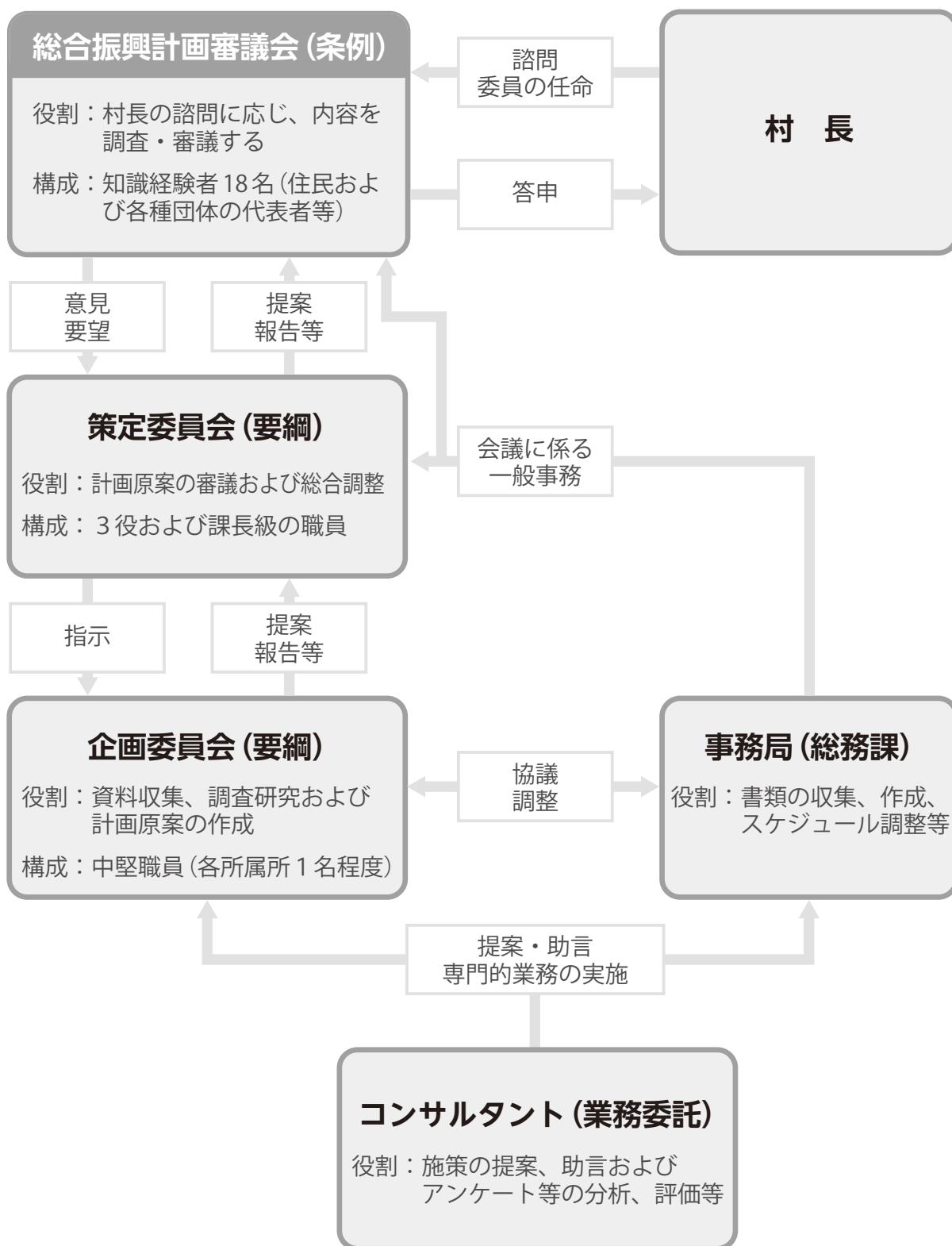
原案作成前に、企画委員が中心となって各課の業務内容ならびに将来計画、職員の問題意識の把握を行うためヒアリングもしくは調査等を行う。

④ コンサルタントへの業務委託

外部から見た視点、客観的な視点、地域の総合的な評価、施策の提案、専門家の助言、アンケートの分析と評価などを助言、指導を受けるために、コンサルタントへの業務委託を行う。

⑤ 職員研修

総合振興計画の策定作業を契機に、必要に応じて職員の資質向上のための研修を実施する。



後期基本計画策定体制 (組織図)

委員名簿

総合振興計画審議会

役 職	氏 名	備 考
会 長	高 野 貞 宜	議会議長
審議会委員	福 島 重 次	議会副議長
〃	松 澤 公 一	議会総務産業常任委員会委員長 兼 国保運営協議会会長
〃	根 岸 文 雄	議会文教厚生常任委員会委員長
会長代理	高 田 長 子	教育委員長
審議会委員	江 原 國 利	農業委員会会長
〃	関 根 秀 夫	行政区長会長
〃	峯 岸 房 子	衛生委員会会長
〃	新 井 克 彦	東秩父校長会長
〃	高 野 吉 弘	社会教育委員長
〃	栗 島 富 雄	民生委員・児童委員協議会会長
〃	関 根 明 雄	小川地方交通安全協会東秩父支部支部長
〃	田 中 克 一	埼玉中央農業協同組合 東秩父支店長
〃	豊 田 馨	商工会長
〃	佐 藤 晶 子	東秩父村交通安全母の会会長
〃	石 川 廣 保	老人クラブ連合会長
〃	宮 崎 恵 子	老人保健施設みどうの杜施設長
〃	江 原 章 文	東秩父村PTA連合会長



策定委員会

職 名	氏 名	備 考
村 長	足 立 理 助	委員長
副村長	関 口 知 廣	副委員長
教育長	根 岸 敏 夫	
総務課長	柴 原 正	
税務課長	足 立 利 平	
住民福祉課長	福 島 則 元	
保健衛生課長	宮 崎 士 朗	
産業建設課長	神 田 典 仁	
会計課長	根 岸 義 和	
議会事務局長	眞 下 哲 也	
教育委員会事務局長	野 村 智	
社会福祉協議会事務局長	眞 下 春 男	

企画委員会

職 名	氏 名	備 考
総務課長	柴 原 正	委員長
総務課主幹	山 崎 充 弘	副委員長
税務課主幹	野 沢 秀 信	
住民福祉課主幹	奈 良 幸 子	
〃	栗 島 正 行	
保健衛生課主幹	野 口 和 男	
〃	轟 秀 夫	
産業建設課主幹	高 田 浩 貴	
〃 主任	篠 崎 裕 美	
会計課主任	立 澤 美智子	
教育委員会事務局主任	笠 間 利 恵	



事務局

職 名	氏 名	備 考
総務課長	柴 原 正	
総務課主幹	江 原 章 文	
総務課主任	金 子 恵美子	
総務課主事	神 田 遼	
総務課主事	内 野 健 太	
総務課主事	新 井 俊 基	



総合振興計画

後期基本計画

発行／東秩父村

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

電話／0493-82-1221 (代表)

